

研究資料第279号  
1993年 8 月31日

Research Series, No. 279  
August 31, 1993

平成4年度  
家庭機能とその変化に関する研究

A STUDY OF THE FAMILY FUNCTION AND ITS CHANGE

厚生白書、国民生活白書にみる  
家庭機能のとらえ方

CONCEPTS OF THE FAMILY FUNCTION ON THE WHITE PAPER

厚生省人口問題研究所

Institute of Population Problems  
Ministry of Health and Welfare  
Tokyo, Japan

## 研究資料目録 (第232号以降)

- 第278号 (1993. 7) 人口統計資料集 1993  
第277号 (1993. 3) 都道府県別未婚率と初婚年齢 (SMAM) の推移  
第276号 (1993. 2) 第45回簡速静止人口表 (生命表) (1991年4月1日～1992年3月31日)  
第275号 (1992.10) 都道府県別将来推計人口—平成2年～22年間毎5年—平成4年10月推計  
第274号 (1992. 9) 日本の将来推計人口—平成3 (1991)～37 (2025)年— (平成38 (2026)～102 (2090)年参考推計)
- 第273号 (1992. 6) 人口統計資料集 1992  
第272号 (1992. 2) 全国日本人人口の再生産に関する指標 (1985年～1990年)  
第271号 (1992. 2) 第44回簡速静止人口表 (生命表) (1990年4月1日～1991年3月31日)  
第270号 (1991. 3) 人口関係文献集 1990  
第269号 (1991. 3) 人口統計資料集 1990～1991  
第268号 (1990. 3) 国際人口移動に関する統計資料—世界と日本の動向—  
第267号 (1990. 2) 世界人口推計概要—国連推計 [1990年改訂] による—  
第266号 (1990. 1) 第43回簡速静止人口表 (生命表) (1989年4月1日～1990年3月31日)  
第265号 (1990. 3) 人口関係文献集 1989  
第264号 (1990. 3) 人口統計資料集 1989  
第263号 (1990. 3) わが国女子の出生力表：1950～88年—出生力構造の分析—  
第262号 (1990. 3) 第42回簡速静止人口表 (生命表) (1988年4月1日～1989年3月31日)  
第261号 (1989.10) わが国女子の世代結婚表：1950～87年—配偶関係別人口割合の推定—  
第260号 (1989. 3) 人口統計資料集 1988  
第259号 (1989. 3) 人口関係文献集 1988  
第258号 (1989. 3) 第41回簡速静止人口表 (生命表) (1987年4月1日～1988年3月31日)  
第257号 (1989. 1) 結婚の生命表—昭和10年, 30年～60年間毎5年—  
第256号 (1988. 7) 都道府県別純移動率 昭和25年～60年  
第255号 (1988. 6) 配偶関係別生命表 昭和30年～60年  
第254号 (1988. 3) 日本の人口変動の概観  
第253号 (1988. 3) 人口関係文献集 1987  
第252号 (1988. 3) 福祉施策関係推計資料 世代と福祉  
第251号 (1988. 3) 人口統計資料集 1987  
第250号 (1988. 2) 第40回簡速静止人口表 (生命表) (昭和61年4月1日～62年3月31日)  
付 第1回～第39回簡速静止人口表
- 第249号 (1987.11) わが国世帯数の将来推計 (試算) —昭和60～100年—昭和62年10月推計  
第248号 (1987. 3) 人口統計資料集 1986  
第247号 (1987. 3) 都道府県別将来推計人口—昭和60年～100年間毎5年—昭和62年1月推計  
第246号 (1987. 2) 都道府県別人口の出生力に関する主要指標 昭和45～60年  
第245号 (1987. 2) 都道府県 (11大都市再掲) 別標準化人口動態率 昭和60年  
第244号 (1987. 2) 日本の将来推計人口—昭和60～100年— (昭和101～160年参考推計)  
第243号 (1986.12) 全国日本人人口再生産に関する指標 昭和55～60年  
第242号 (1986.12) 第39回簡速静止人口表 (生命表) (昭和60年4月1日～61年3月31日)  
第241号 (1986. 3) 人口統計資料集 1985  
第240号 (1986. 3) 人口関係文献集 (蔵書目録)  
第239号 (1985.11) 第38回簡速静止人口表 (生命表) (昭和59年4月1日～60年3月31日)  
第238号 (1985.10) 戦後の日本人人口ならびに人口動態率改算の試み  
第237号 (1985. 9) 中国の人口問題研究に関する最近の基本資料  
第236号 (1985. 9) 第36回簡速静止人口表 (生命表) (昭和57年4月1日～58年3月31日)  
第37回簡速静止人口表 (生命表) (昭和58年4月1日～59年3月31日)
- 第235号 (1985. 9) 全国日本人人口の再生産に関する指標 昭和50～55年  
第234号 (1985. 3) 人口統計資料集 1984  
第233号 (1984.12) 都道府県間人口移動表—昭和29～58年—  
第232号 (1984.11) 世界の人口変動の概観 (付 地域別推計人口)

## 序 文

人口問題研究所は、平成3年10月に人口動向研究部に家庭動向研究室を新設した。家庭動向研究室は、(1)家庭機能に関する基礎的研究(家庭機能に関する内外の文献の収集と評価、家庭機能の動向に関する統計的研究)、(2)家庭機能に関する実証的研究(家庭機能の指標化に関する研究、家庭機能の変化とその要因に関する研究)、(3)家庭機能に関する応用的研究(家庭機能の低下とその支援方策に関する研究)を三本柱として研究が推進されているところである。

一方、我が国の出生力低下を背景として、それが家庭機能の変化と密接に関連していることが指摘され、厚生科学研究の一つとして「家庭・出生問題総合研究総合調査研究推進事業」(委託先:恩賜財団愛育会)が平成3年10月から開始した。この事業に基づいて、人口問題研究所が推進する家庭動向研究プロジェクトにリサーチレジデントとして中野洋恵(人口問題研究所リサーチレジデント)が参加した。

本報告は、平成4年度の研究事業として実施した家庭機能に関する基礎的な研究の一環として「厚生白書、国民生活白書にみる家庭機能のとらえ方」についてとりまとめたものである。なお、平成4年度の研究は、平成5年度に実施する「全国家庭動向調査」に向けた予備的研究と全国調査の準備が行われており、それらの研究については調査報告書として今後まとめられる予定である。

本研究資料は、当研究所の伊藤達也(前人口動向研究部長)の指導のもと、この研究課題の分担研究を担当した中野洋恵(人口問題研究所リサーチレジデント)が執筆したものである。

平成5年8月

厚生省人口問題研究所長

阿 藤 誠

# 目 次

I	本編	1	
	1	はじめに	3
	2	厚生白書における家庭機能	4
	3	厚生白書にみる時期区分	10
	4	国民生活白書における家庭機能とその時期区分	17
	5	厚生白書、国民生活白書にみる家庭機能	22
II	別表	27	
III	付属資料 1	家庭機能に関する厚生白書の記述の抜粋	33
IV	付属資料 2	家庭機能に関する国民生活白書の記述の抜粋	55
V	付属資料 3	厚生白書、国民生活白書に使用されている統計データ等	77

# I 本 編



## 1 はじめに

産業化や都市化の進展とともに、家庭をとりまく社会状況は近年大きく変化している。社会構造の変動とともに、就業構造が変化し、なかでも女性の家庭外就労が増加した。女性の家庭外就労の増加は、家族構造の変化と同時に、家庭機能の外部化を促進させ、家庭は公的サービスや商業的サービスへの依存を強めてきている。また、社会意識の変化に伴い、伝統的家庭内役割への懐疑や育児不安等の家庭をめぐる意識も変容しつつある。

家庭をめぐるさまざまな社会状況の変化は、これまでと違った機能を家庭に求めるようになってきた。行政レベルでも、こうした変化に対応し、従来とは違った支援が求められるようになってきている。家庭をとりまく社会状況の変化や家族構造そのものの変化に対応し、今後、行政施策としてどのような支援を展開していくべきかの検討がせまられているように思う。

そこで、家庭に対する行政施策の推移を追いながら、行政レベルで家庭や家庭機能がどのようにとらえられ、それに対してどのような施策が講じられてきたかを厚生白書と国民生活白書の二つに注目して分析することにした。特に、家庭機能中心的な役割を担ってきた厚生白書を中心に分析を進めた。そして、その対比で国民生活白書の分析も行った。二つ白書の分析を通して、行政レベルで家庭の問題がどのようにとらえられ、それを解決するためにどのような支援が行われてきたかを検討してみることにした。

社会状況の変化の中で、家庭のあり方が問われ、家庭機能の弱体化が指摘されている現状からみて、今後の行政指針として何を指すべきかをこれまでの施策の展開を通して、改めて問い直す必要がでてきている。厚生白書と国民生活白書の分析を通して、家庭に対する行政支援の変遷を明らかにすると同時に、今後の家庭に対する行政支援のあり方を検討する一つの素材を提供したい。なお、今後も、他の白書を取り上げながら同様の分析を行い、行政レベルの家庭機能の総合的な把握を行っていくつもりである。

## 2 厚生白書における家庭機能

### (1)分析視点

厚生白書が初めて刊行されたのは昭和31年のことである。以来、その時々により家庭をとりまく環境、問題点、そして施策は異なっているものの、厚生白書の記述の仕方はかなり一貫している。つまり、(1)どのような問題が生じたか(問題点)、(2)その問題を引き起こした要因は何か(要因分析)、さらに(3)それらの問題を解決するためにはどのようにしていけばいいのか(施策の展開)という視点が貫かれている。そしてその基軸にあるのが家庭機能の変化であり、弱体化であるととらえられている。

したがって、まず厚生白書の中で家庭機能の弱体化の結果、どのような問題が生じたか、そうした問題を引き起こした要因は何か、そして問題解決のためにどのような対応がとられてきたかを中心に検討していく。

ここでは、家庭機能に影響を及ぼした要因として、家庭をとりまく要因として①社会の構造要因、②社会意識要因、そして③家族・家庭内要因の3つを想定し、それらが家庭機能の弱体化にどのような影響を及ぼしてきたか、その問題解決のためにどのような対応がとられたか、という視点から厚生白書の分析を試みることにした。以下、この視点に従い、各要因を詳細に検討していくことにしたい。なお、厚生白書に示されている各要因の大まかな変遷を示したのが別表1である。

### (2)家庭機能の弱体化とは

まず、厚生白書において、家庭機能の弱体化がどのようにとらえられているかについて検討する。厚生白書の中で指摘されている問題点の変遷に注目してみよう。

昭和30年代には、「青少年犯罪の悪質化」「児童の不良行為」などが問題点として指摘され、家庭との関わりで「児童の放任・過保護」などが問題にされていた。また、高齢者の問題として「高齢者扶養の負担」「高齢者扶養の経済的・心理的不均衡」などが指摘されている。

昭和40年代になると「自信のない養育」「自信のないしつけ」「教育ママの出現」



「過保護の母親、放任の父親」「父親の心理的距離」「甘やかし」など子どもの問題の背景として、親の養育態度が盛んに取り上げられるようになってきた。

この流れは昭和50年代になるとより顕著になる。子ども自身の問題として、「子どもの孤独」「子どものペット化」「カギっ子」「家庭内暴力」「少年非行」などが指摘され、親の問題としては「甘やかし」「過剰な期待と干渉」「母親主導型・父親従属型教育」などが指摘されるようになる。また、老人の問題が新たに登場し、「老人の生きがい」「老人の介護・援護」「老人の孤独・疎外感」なども指摘されている。

昭和60年代には、子どものさまざまな問題の顕在化に伴い、厚生白書においても「いじめ、登校拒否」が取り上げられるようになり、「子どもの社会性が育ちにくい」といった指摘も見られるようになる。そして、はじめて「子育て不安、悩み」「都市の孤立した子育て」「子育ての経済的負担」などの子育てに伴う問題点が指摘されるようになる。この他、老人の問題として「介護家族の精神的・肉体的負担」「家庭の介護力の低下」なども指摘されている。

以上のように、厚生白書で重視されているのは、子どもと高齢者の福祉に関わる問題であって、夫婦、きょうだい、親族関係の問題はほとんどない。子どもについては、青少年犯罪、事故の増加、家庭内暴力、いじめ、登校拒否といった子ども自身の問題と同時に、子育てをする親のあり方の問題、具体的には親の放任や過保護、過剰な期待と干渉、教育ママ、子育て不安などの問題が指摘されているのである。

また、高齢者の問題としては次の2点が指摘されている。一つは、高齢者を扶養する側の問題であり、具体的には、高齢者扶養に伴う経済的負担の問題、世話や介護の肉体的・精神的負担の問題などであり、もう一つは高齢者自身の問題であり、高齢者の孤独や疎外感、生きがいの低下といった心理的問題が指摘されている。

こうした問題こそが、家庭機能の弱体化の結果生じた問題であると同時に、実は家庭機能の弱体化の内実でもある。当然、問題点の指摘は、すでにみたようにその時々によって異なっていたり、力点のおきかたが違っているのである。

### (3)問題を引き起こした背景要因

では、こうした問題はどのような要因によって生じてきたのであろうか。厚生白書では、大きく家庭・家族をとりまく社会の構造要因、社会意識要因、そして家庭・家族内の変化要因の三つを取り上げている。

#### ①社会の構造要因

まず、第1に社会の構造的要因をあげることができる。厚生白書の中では、人口の都市集中、人口移動、雇用就労者の増加、産業構造、就業構造の変化、女性の職場進出などが指摘されている。

具体的には、産業化の進展とともに、農業従事者が減少し、第三次産業に占める比率が増加し、多くの者は雇用者となり、就業場所を求めて都市へ人口が集中するようになった。こうした都市化の進行は、地域社会の共同性を低下させ、地域社会の機能の低下につながるものが指摘されている。また雇用者になったのは男性ばかりでなく、家事・育児を担っていた女性の職場進出にもめざましいものがある。こうしたマクロな構造的要因が直接的ではないにしろ、家庭機能に大きな影響を与えていることが指摘されているのである。

#### ②社会意識要因

第2の変動要因として社会意識要因をあげることができる。いうまでもなく、戦前の日本社会の「家」制度のもとでは、「家」イデオロギーを背景とした直系家族制により、同居原則が確固のものとして成立していた。このために、社会保障をまったく持たない老親は長男夫婦と同居して、その扶養を受けることが当然視され、老人の同居扶養は制度的にも、意識的にも、また習慣的にも安定していたのである。ところが戦後の「家」制度の急速な崩壊により、直系家族は古い封建制度の遺物とされ、核家族を単位に暮らす夫婦家族の方が近代的だという意識が広まってきた。厚生白書の中には、「古い家族制度からの解放」、「家意識から新しい家族の定着」などと表現されている。

また、女性の職場進出が進むなかで、これまでの性別役割分業観、すなわち、「男は仕事、女は家庭」という考え方に揺らぎが生じてきている。性別分業意識の

揺らぎは、1970年代以降の女性の職場進出に伴い、「男は仕事」の実態に変わりがないとしても「女は家庭」をめぐる状態に大きな変化がみられ、それが社会意識レベルにまで浸透し、家庭機能にも大きな影響を及ぼすようになっている。厚生白書においても、昭和62年度の白書に「伝統的男女の役割分担意識の低下」という表現が登場するようになる。

### ③家族・家庭要因

第3の家族・家庭要因とは家族構成の変化とそれに伴う家庭の質の変化である。家族構成の変化は出生児数の減少、小規模化、核家族化、高齢者世帯の増加、老親と子の同居率の低下などから説明される。こうした家族構成の変化が様々な影響を及ぼす。具体的に言えば、核家族化や平均世帯人員数の減少が家庭内の「マンパワー」の減少をもたらし、それが家庭の扶養機能や養育機能の低下を引き起こしていることが指摘されているのである。

例えば、昭和53年白書にその典型的な記述がみられる。

「一般に同居による三世帯世帯は、別居の場合に比して家庭機能に即してみれば大きな利点を持っているといえよう。世代間の相互扶助という点からみれば、老親がまだ元気なうちにおいては子供夫婦にとって出産や育児の手伝いや援助を期待でき、さらに就労を期待する主婦にとっては、留守番や子供の世話の一部を任せることができ、次に老親がしだいに身体機能が衰える時期においては子供の世話による介護が期待できる。相互扶助のみならず、出産、育児、調理や介護に関する生活技術の伝承という面もある。これに対して別居世帯の場合においては、子供の世帯の出産、育児、老後の介護という面において著しく家庭機能が低下していることが考えられる」（58頁）。

こうした記述にみられるように、家庭機能の低下の要因として、家族構造の変化に伴う家庭の構成員の減少が指摘されているのである。つまり、それまで家庭の中に多くの人手があったために役割遂行あるいは役割の代替が可能であったものが、家庭の構成員が減少したために役割分担が困難になったことがあげられており、それが扶養機能や養育機能の低下としてとらえられているのである。

次に家族構成員の減少は、家庭内の構成の単純化をもたらし、家庭内の人間関係のチャンネル（通路数）を減少させたことも指摘されている。例えば、昭和49年白

書では「それまでの伝統的な直系家族形態はその構成が複雑であり、かつ人数も比較的多かった。そこでは良い意味でも悪い意味でも家族どうしの親密な結合が要求され、相互に補完されていた。このような家族は、核家族の進行と共に解体が進み、……祖父母、兄弟などと接することによる人格形成が不可能となり、逆に父または母といった極めて限定された人との結びつきが強くなったことである」（132頁）と記述されており、家庭内の人間関係の単純化が家庭機能に大きな影響力を与えていることが指摘されている。

こうした家庭の構成員の減少や家庭内の人間関係の単純化といった変化が、家庭機能の外部化を促進させてきたのである。家庭機能の外部化は、厚生白書では、「家事労働の外部化」、「児童や老人の扶養・介護の外部化」などと表現されている。

#### (4)行政の対応の変遷

家庭機能の弱体化の結果、指摘される問題にどのように対応するかが厚生行政の中心的課題になる。そこで、行政がこれまでどのような対応をしてきたかを概観してみたい。

厚生白書が初めて公表された昭和30年代前半、厚生行政の中心は、貧困層や弱者への対応が中心であった。家庭機能の弱体化を特定層の問題として把握し、援助の対象も貧困層を中心として限定的であった。主な施策として、昭和29年の「身体に障害のある児童に対する医療給付」、昭和33年の「精神薄弱児通園施設を児童施設に加える」といった措置、昭和33年の「未熟児への養育医療給付」、昭和35年の「母子福祉センターの設置」、昭和38年の「老齢福祉年金支給開始」、「重症心身障害児施設児童に対する医療費の補助」、「老人福祉法の成立」、「特別養護老人ホーム創設」などが行われている。初期の厚生行政は、貧困問題や弱者への対応が主であり、貧困層の家庭に対する支援が中心的課題であった。

しかし、昭和30年代の後半になると、厚生白書にも一般家庭の機能の弱体化が取り上げられ、それに対応した措置もとられるようになる。それでも、行政支援の主対象は、やはり貧困層や弱者を中心とした特定の層に限定されていた。昭和39年の「母子福祉法の制定」、「家庭児童相談室の設置」、「重度精神薄弱児扶養手当の

支給」、昭和40年の「重度身体障害児手当支給」、「特別児童福祉手当」、昭和43年の「無認可保育所対策」、昭和44年の「乳児保育の実施」、昭和46年の「ひとり暮らし老人に対して介護人の派遣」、「児童手当制度の創設」などの支援がなされるようになる。

さらに昭和40年代の後半になると、行政施策の対象を特定層から一般の家庭まで拡大するようになる。つまり、家庭機能の弱体化を全体的傾向として把握し、その対応を検討するようになるのである。いわば、積極的対応期に突入したともいえる。昭和50年代には、厚生行政の中心は、核家族化や女性の就労の増加に伴う子どもの養育機能の弱体化や老親の扶養問題にどのように対応していくかであった。昭和48年の「総理府に老人対策本部を設置」、昭和53年に「ねたきり老人短期保護事業（ショート・ステイ）の実施」、昭和54年には「ディ・サービス事業」の開始、昭和56年の「夜間保育、延長保育特別対策」、昭和58年の「老人保健法の施行」、昭和59年の「ベビーホテル等の無認可保育施設についての指導の強化」などの施策が展開されていく。

昭和60年代にはいると、高齢化の問題が大きく取り上げられるようになり、家庭機能としての高齢者介護が重視されるようになる。それ以降、高齢者介護に関する施策が一挙に展開されていくことになる。昭和61年の「要介護老人に対する老人保健施設の創設」、同年厚生省内に「痴呆性老人対策推進本部」の設置、昭和62年には「痴呆性老人専門家会議の発足」、市町村に「高齢者サービス調整チーム」、保健所に「保健所保健・福祉サービス調整推進会議」の設置、厚生省と建設省の連携による「シルバーハウジング構想」、「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定、平成2年には「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）の推進」、「市町村における在宅福祉サービスの緊急整備」、「寝たきり老人ゼロ作戦」の展開、「在宅介護支援センター創設」、「高齢者生活福祉センター創設」などの施策が矢継ぎ早に展開される。

さて、平成に入ると出生力の低下が大きな社会問題になり、どのようにすれば出生力が高まるかが行政的な課題にもなってくる。平成2年には、内閣に「健やかに子どもを生ま育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」が、また厚生省内にも「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり推進会議」が発足することになる。この他、平成2年には、「ひとり親家庭児童のショートステイ事業」、平成3年に

は「21世紀の子どもと家庭フォーラム事業」、厚生大臣主幸の「子どもと家庭に関する円卓会議」、そして平成4年には、育児休業法が施行されるにいたった。

このように、その時々の問題に対応し、さまざまな施策が展開されてきたが、各時期にはかなり共通の特徴が見いだせる。以下、この点を踏まえながら、家庭機能について全体的に検討していくことにしよう。

### 3 厚生白書にみる時期区分

以上の結果を総合して、厚生白書の中で家庭機能がどのようにとらえられ、そのためにどのような対応がなされてきたかを検討していくことにしたい。家庭が抱えている問題点、そしてそれを引き起こした要因、また施策もその時々によって異なっており、厚生白書にもその時々の特徴が描き出されている。以下、試案として厚生白書にみられる家庭機能を五つに時期区分し、それぞれの特徴を厚生白書に忠実に把握していくことにしたい。それを簡潔に示したのが別表2と別表3である。これにもとづきながら各時期の特徴を検討していく。

#### (1) 貧困、弱者対応期－昭和30年代－

昭和31年に初めて刊行された「厚生白書」が取り上げたのは、人口問題を機軸とした低所得者層の増大、貧困問題であった。ときあたかも高度経済成長期に突入する直前の時期であり、同年に刊行された経済白書では「もはや戦後ではない」とうたいあげていた。しかし、厚生白書は「わが国の社会構造と人口問題に端を発する課題の数々を分析することによって、神武景気を必ずしも手放しで喜んでいてはならない」と冷静な分析をしていた。

多くの報道機関はこれを厚生省の警鐘として国民に伝えた。国民経済の実態は、明るい希望への転換を見出すことに困難な面が多かったのである。戦後の混乱に対処して、国民の保健と福祉、憲法第25条の「健康にして文化的な最低生活」の保障を実現するために全力をあげて精進し、精魂を傾けてきた厚生省が強調するのは社会福祉の実現であった。したがって、家庭の問題も福祉という視点からとらえられていた。

昭和31年白書において、すでに家庭の問題が取り上げられており、家庭生活の形態の変化に対応し「①児童健全育成への手だて、②保育所の必要性、③高齢者福祉」の3点が強調されていた。

そして、家庭の変化をもたらした要因として、「低所得、低所得のため余儀なくされる共稼ぎ、出稼ぎの増加」などの就業構造の変化、伝統的な「家」制度の崩壊に伴う親の扶養意識の希薄化という意識の変化が指摘されていた。

こうした家庭の変化に伴い、青少年の犯罪、児童の不良行為、高齢者負担の経済問題、高齢による貧困が問題とされ、貧困問題こそが家庭に問題を起こさせていると考えられている。特に老人問題は貧困問題とほとんどイコールとされ、職場からリタイアした老人は収入源を失い、たちどころに貧困層へと転落する危険性を持っていることが指摘されている。したがって、老人問題の解決は、まず経済的解決である老後の生活費の保障や年金制度などによりなされなければならないとされた。

この他、子どもの養育機能の混乱についてもこの時期にすでに指摘されている。昭和36年白書には、次のような記述がみられる。特に「低所得、不安定所得層の家庭」に養育機能の混乱がみられ、その背景として母親の就労があるという記述である。つまり、貧困のため、母親が就労せざるを得ない低所得層に支援の対象を限定し、そのために保育が必要であること、そしていわゆる「共稼ぎ」による問題行動の顕在化のために、児童健全育成という姿勢が強調されたのである。

こうした考え方に立てば、厚生行政の対象は、主として老人を含む貧困者や障害児、母子家庭などの生活への対策が中心であったのは当然であり、施策にもそうした姿勢があらわれている。この時期の一連の施策は、既述のように弱者への対応とまとめて表現できるものであろう。しかし、この時期、家庭機能についてはまだ明確に意識されていなかったものの、家庭が十分に機能しないのは、貧困のためであり、貧困対策こそが重要課題であるとされたのである。

## (2)総合的家庭機能重視期－昭和30年代後半から昭和40年代－

昭和39年、東京オリンピックが開催され、経済成長がピークに達する。昭和45年には、第2次、3次産業人口比率は80.7%と8割を超し、都市人口比率も72.2%にも達し、都市化が急激に進行する。

この時期、家庭機能問題が積極的に打ち出される。昭和39年白書に初めて家庭機能が明確に規定されたのである。つまり、「心のよりどころとなる暖かい家庭」があるべき家庭の姿としてうちだされ、「同一居住、同一生計の生活の基礎的集団、相互援助による構成員相互の要求充足と生活保障」の場が家庭とされ、その機能として「①子弟の養育、②老弱者の保護、③栄養・休息による人間エネルギーの再生産をつかさどるとともに、④夫婦、親子間の感情融合による内心の安定をかもし出す」と規定された。

しかし、現実には家庭の機能は縮小化する傾向にあるととらえられている。そこで、家庭重視路線が出現し、厚生省内でも従来の「児童局」を、昭和39年に「児童家庭局」と名称をかえ、家庭機能の低下に対応した施策が検討されることになる。

家庭機能を縮小化させた要因をみると、都市への人口移動、雇用者世帯の増加、出稼ぎ、共稼ぎなどの社会変化、扶養意識、子育て意識の変化とともに家族構造の変化がクローズアップされるのがこの時期である。

家庭機能を明確にした昭和39年白書では、多くの統計を使って家庭に関する詳細な分析が行われている。全体として核家族化の進行を認識しているものの、厚生行政が対象としているのは、「恒久的なハンディキャップを持つ家族（老人家族、母子家族）、一時的なハンディキャップを持つ家族（出稼ぎ者のいる家族、共かせぎ家族）」とレッテル化された特定の層だったのである。

また、家庭が重視されるようになって親子の接触に関心がもたれ、それが重要な位置を占めるようになってきた。昭和40年の白書には、親子の接触の希薄さは農村における父親の出稼ぎ、あるいは共稼ぎによるもので「そのために起こる摩擦が児童の問題行動を誘発することもある」という指摘がみられるようになる。

また昭和46年白書では、父親が雇用者になったことによる時間の不足から、父子の対話が不十分なものになり、父子の心理的距離を拡大するとされている。そして「核家族化と世帯規模の縮小の著しい今日、児童の健全育成のためには家庭機能が十分に発揮されることが必要であるが、それには何よりも親子関係が円滑でなければならない。親子が十分に話し合いを行い、心の交流を行うことが必要である」などの記述にみられるように、家庭の機能として、親子間の感情の融合による安定感、情緒的機能が着目されるようになったのである。

昭和40年代以降、基本的には、母親の就労が家庭機能の弱体化を引き起こすとし



て、乳幼児期、小学校低学年に母親が働くことの問題を指摘している。昭和44年白書には、母親の就労の増加が養育に欠ける児童の増加など養育機能の不安定化を引き起こしていることが記述されている。こうした家庭機能の弱体化という現実の中で、新しい家庭像の創造の必要性もあわせて指摘されており、新たな家庭像が模索されるようになってきた。

### (3)子どもの養育機能重視期－昭和40年代後半から昭和50年代－

昭和48年のオイルショックは、日本の社会状況を大きく変えることになる。経済も従来の高度成長から低成長への基調変化が起り始めた。白書の家庭機能のとらえ方にも変化がみられるようになる。昭和49年白書では、家庭規模の縮小とその構成の純化を「古い家意識から抜け出し、夫婦の愛情と相互信頼の上に形成される新しい家庭を定着させている」という肯定的な位置づけがなされるようになる。

そして、家庭機能の弱体化として、「職場進出による育児、養育機能の低下」があげられており、このために公的、社会的施設による代替の必要性が提起されるようになる。いわば、母親の就労の増加を不可避的にとらえ始め、そのための支援の必要性が提起され始めたのである。この時期に厚生行政が大きく転換したように思える。

また、一方では、三世代同居の積極的意味づけもなされるようになる。昭和53年白書には、核家族化の進行が家庭機能の低下を引き起こしているという認識のもとに、三世代同居に対して「出産、育児への手伝い、両親の介護、育児や介護などの生活技術の伝承」という積極的な意味づけを行い、ある意味では三世代同居型の家庭像を望ましいものとして提示するようになった。

ただ、基本的な家庭機能のとらえ方には変化はみられない。昭和57年白書には、「①子どもの養育、②高齢者、病弱者の援護、③連帯意識と人間愛の育成の場」として規定されている。しかし、それが弱体化しているという認識は踏襲されている。特に、家庭機能として、子どもの養育機能が重視され、その低下が大きな問題として認識され、その対応が大きな行政施策として提起されるようになった。養育機能の低下は二つの側面からとらえられている。一つは母親の就労の増加による子どもの保育の問題であり、もう一つは父親不在が進行し、母子関係が強まったことから

「しつけ」が問題となってきたことである。前者に関しては、保育ニーズの多様化に対応した支援の検討がみられるようになる。

また、後者の「しつけ」の問題は、母親と父親の子どもへの関わり方のアンバランスが時間的・経済的余裕を背景に、甘やかし、過保護、子どものペット化をもたらし、それが子どもの自立的発達を阻害する点が危惧されている。そして非行、家出、自殺、登校拒否、家庭内暴力などのいわゆる子どものさまざまな発達にかかわる問題もこうした家庭環境を反映しているとされたのである。その解決策として、昭和54年白書には、家庭におけるしつけは、本来限度があるという認識から、地域社会におけるしつけという方向性が示され、子育てを社会的に位置づける考え方がでてきたのである。

また、昭和59年白書には、家庭の介護機能の低下が取り上げられるようになる。この介護機能が、次の時期の大きな課題として引き継がれることになる。

#### (4)高齢者介護重視期－昭和50年代後半から昭和60年代－

昭和60年のプラザ合意による急激な円高は、日本の社会状況を再び大きく変えることになる。家庭の機能は、新しい家庭像、家庭基盤、家庭生活など多くの言葉で語られるようになったが、家庭機能のとらえ方とその弱体化という認識に基本的な変化はみられない。弱体化している機能の中でも、特に老人の扶養が重視されるのがこの時期の特徴である。

老人扶養が重視されるようになった背景には、人口全体に占める高齢者人口の割合が増加したという人口学的要因を機軸として、寿命の伸びからいわゆる後期老人と呼ばれる75歳以上の老人が増加し、それに伴って介護期間の延長、寝たきり老人、痴呆老人の増加、介護者自身の高齢化などの問題が顕在化してきたことがあげられている。さらに高齢者だけの世帯の増加が著しく、特に高齢者だけの世帯は都市部ほど多くなっており、しかも増加し続ける女性の家庭外就労が扶養機能の低下をもたらすことによって、老人扶養に関して新たな対応が求められるようになったのである。

家庭の機能として老人介護への期待が高まったのは、「福祉見直し」路線が台頭してきたためでもある。昭和58年厚生白書のサブタイトルは「新しい時代の潮流と

社会保障」で、これまでの社会保障のあり方が問われている。社会保障を現行のまま進めていくと、将来の国民の負担は相当高い水準になるものと推計されているので、将来の負担を適度な水準にとどめるために、給付の効率化、合理化、受益者負担の導入がうちだされる。こうした考え方が昭和60年代に入り顕在化していく。

介護機能は、昭和61年白書にかなり明確に示されるようになる。女性の就労の増加は、家庭機能の外部化、特に、家庭の介護機能の低下を引き起こしているという認識に立っている。このため、老人介護のニーズの拡大、サービスの利用の拡大、内容の多様化が必要であるとの指摘がみられる。そして、「画一的サービスから普遍的、選択的サービス」への転換の必要性を提示している。しかし、その中でも、この時期、特に老人介護への家庭への期待が強調されるようになる。

昭和62年の白書には、家庭の介護機能が前面にでてくる。しかし、介護する家庭にとって、経済的、精神的、身体的看護の軽減が必要であるという認識もなされるようになり、地域における在宅支援体制が提言されている。実際の施策をみても、この時期、介護機能の支援に関するものが目立つ。

昭和62年白書では、伝統的性別役割分業意識の低下、「夫についてはその妻」「妻については嫁または娘」といった親の介護意識は変化しているとしているが、家庭機能を「新しい日本型福祉社会」「インフォーマルなマンパワーとしての家庭機能の再評価」などといった新たな意味を付加することによって家庭への期待を高めている。

また、価値観の変化に対応した新しい家庭像の模索の必要性も指摘されている。特に、女性のライフスタイルの変化に対応した家庭像が模索され始めたのである。

#### (5)出生力低下対応期－平成以降－

この時期、「1.57ショック」なる造語が大きな関心を集める。そして、子ども観といったものが転換する時期でもあるように思える。平成2年白書では、「社会保障制度の充実を背景として、高齢者の扶養が私的扶養中心から社会的扶養中心になってきたことに伴い、子どもを育てることの意味は世代間扶養を基本とする社会保障システムの担い手を育てるという側面が強くなってきている」というとらえ方に変わってくる。このため、子どもを育てることの社会的な意味を問題にし始めるの

である。そして、子どもが健やかに生まれ、育つための環境づくりが必要という指摘がなされ、社会全体で、子どもを育てるという意識の醸成の必要性が提起される。

また、平成3年白書は、さらに出生力の低下の要因として、晩婚化、未婚の増加などを指摘し、結婚や育児の負担の軽減という提言すら出されるようになる。つまり、出生力の低下に対応し、その対応が検討され始めるのである。女性の就労の増加やそれに伴う伝統的な性別役割分業意識の問い直しなどが行われる中で、女性が結婚し、子どもをつくることの積極的な意味付けを行おうとしているようにもとらえられる。

ただ、この時期、高齢者介護機能が背後に退いたわけではなく、介護機能も重要な家庭の機能としてとらえられている。子どもを育てることの意味を「世代間扶養を基本とする社会保障システムの担い手を育てる」と規定したことは、迫りくる高齢化社会に向けて子どもを育てることと高齢者問題をリンクさせてとらえるようになったと考えられる。

平成3年の白書では、「保健医療、福祉サービスの需要が高い高齢者、特に75歳以上の後期老年人口が増加すれば、世帯構造の変化や女性の社会進出の増大による家庭の介護機能の低下とも相まって、介護や看護を中心に保健医療・福祉サービスに対する膨大な需要が新たに生じることになる」という指摘がみられる。従来 of 家庭機能とは違ったとらえ方が見られるようになってきたのである。

また、この時期、保育需要の多様化に対応して、乳児保育、延長保育など保育園をコアとするより積極的な支援も展開されているし、子どもや家庭の問題について国民的な論議を展開するために多くのシンポジウムなども開催されるようになり、出生力の向上を目指したさまざまな施策が展開されるようになる。

## 4 国民生活白書における 家庭機能とその時期区分

### (1) 国民生活白書の家庭機能

国民生活白書が発刊されたのも厚生白書と同じ昭和31年である。国民の生活実態に焦点を当てていることは双方に共通しているが、最も大きく異なっている点は、厚生白書が厚生行政の施策に直接関わるものであるのに対して、国民生活白書は実際の施策と直接関わっていないことである。もちろん結果として望ましい方向性を提示し、何をしていくべきかについても言及されているが、具体的な方策は示されていない。しかし、年ごとにテーマをもって徹底的に分析していく方法がとられている。

しかも、特集されているテーマにより、白書全体の構成が大きく異なるため、特集の内容いかんで家庭や家庭機能に関する記述の全体量が変わっている。しかし、国民生活白書の基底に流れているのは、常に生活の豊かさを志向するという姿勢であり、その姿勢そのものには変化はみられない。豊かさとは何かという点については、議論の多い問題だが、国民生活白書においては三つの側面からとらえられているように思われる。第1に物質的豊かさ、第2に時間的豊かさ、第3に心の豊かさである。これらの豊かさ、あるいは豊かさの得られない問題を実証するために、家計調査、消費実態調査、生活時間調査、そして様々な意識調査など、多くの統計データが使用されているのも国民生活白書の特徴である。

以上の三つの側面に対する重点のおき方、内容は当然ながら時代によって異なっている。そして、その生活の豊かさを家庭や家庭機能との関連でとらえられているのが、国民生活白書であるといえよう。以下、国民生活白書が家庭の問題をどのように位置づけているかを時代を追いながら検討していくことにしよう。その概要を示したのが、別表4である。

### (2) 生活の近代化志向期－昭和30年代－

国民の生活状態の良し悪し、ないしはその水準の高低をくらべるために、従来か

ら個人の所得額（収入）や消費支出金額（生活費）といった指標がとられている。国民生活白書では、生活内容がどうなっているのかに着目し、消費革命、生活革新といった消費動向に照らし、消費生活内容がどの程度近代化されたかに焦点をあてている。

具体的になると、「生活革新指標」、ないし「近代化指標」として次の3点が挙げられている。第1は洋風化であり、パン支出比率、肉乳卵支出比率、洋服保有比率、腰掛机保有数がとられている。第2に家事労働合理化であり、具体的には電気がま・電気洗濯機・電気掃除機・電気冷蔵庫の普及率、光熱費中の電気・ガス代比率がとられている。第3はレジャー消費で、家計費中にしめる教養娯楽費比率、テレビ、電蓄、プレーヤー、ピアノ、オルガン、カメラ、8ミリなどレジャー用機器普及率がとられている。

以上のことから明らかなように、昭和30年代に豊かな生活とされたのは、欧米の先進諸国をモデルとした「近代化」であった。生活水準の目標は、欧米であり、その生活水準に追いつこうとすることがまさに近代化だったのである。昭和39年の国民生活白書には、「世帯員の多いところでは、一人当たりの消費の量が食料の点でも衣料の点でも節約でき、また、わが国では、住宅関係においても個人本意の構造になるよりも家族単位であったため、調度品や施設も共同使用的なものが多く、そうした相互扶助が相対的に低い消費水準を可能にする面があった」と「家」制度の残存を問題にしている。

そして、望ましい家庭生活として「3人の子供に相当な教育を受けさせ、和洋折衷の50～100坪の敷地で建坪20～30坪の家に住み、ラジオ、ミシン、テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機ぐらいを持った生活」が描かれている。

国民生活白書にみる家庭機能は、出発点から厚生白書とは異なり、「生活の近代化」が最大の目標であり、核家族を想定したオプティミスティックな家庭像が描かれていた。

### (3)マイホーム志向期－昭和40年代－

所得、消費水準が上昇し、その平準化が進展する過程で、都市的生活パターンが定着してきた。その中で生活パターンの変化をもたらした要因に、生活価値観の変

化が重視されるようになってくる。個人中心の生活観が強くなり、それが所得水準の上昇とあいまって核家族化を進行させたと考えられている。

生活水準は多くの面で欧米諸国と遜色ないところまできている。そして、人々が経済的にゆとりを持つようになり、みずからの生活を振り返る余裕を持つようになるとき、物質的な生活のゆとりの向上などよりは、もっとも基本的な問題、すなわち人間性の回復、精神的に充実した生活という問題が浮上する。

そこで家庭が重視され、すべての活動の中で家庭は、最も基本的な生活の単位であり、各個人にとって生活の本拠であるとともに、明日への活力を養ういわば人間生活の再生産の場となっていると規定される。ここでの家庭は「家」の維持存続を中心とする古い家族制度の否定の上になりたつ「新しい家庭」、男女の平等や個人の自由や権利を尊重する家庭、家族の形態では夫婦と未婚の子からなる核家族がマイホームとしてイメージされている。

昭和46年の国民生活白書には次のような記述がみられる。「『マイホーム主義』は、社会からの逃避とみるべきではなく、……生活に余裕が生じはじめたことを背景として、社会の複雑化に伴い、今まで無視されがちであった家庭生活をようやく積極的に評価しだした一つのあらわれとみるべきであろう。老人世帯や母子世帯など新しい家庭像からとりのこされたひとびとの問題をかかえつつも、人間が人間として生きるための集団、夫婦の愛情と相互信頼に結ばれた最も基本的な一つの社会集団、複雑化する現代社会にあって、自己を回復し、精神的な抛り所を与える場としての重要性、家庭機能の純化を通じて、新しい家庭像定着の基礎をなすものである」。

このように、マイホーム主義が積極的に評価されている。しかし、新しい家庭の問題点もすでに指摘されている。新しい家庭から排除された老人世帯の問題である。「老人世帯は、家、親類、さらには地域社会における相互扶助機能が弱体化した社会にあって、極めて困難な立場におかれているといわざるをえない」と社会保障制度の充実の必要性が訴えられている。

また昭和40年代の後半には、家庭の変化に女性の職場進出も挙げられている。これは所得の増加、消費水準の上昇をもたらし、豊かな家庭生活を可能にするというプラスの側面と家庭における主婦の役割、家事、育児、教育、近隣との付き合い等が十分に果たせなくなることからくる家庭機能の低下、とくに育児、教育の問題点

が指摘されている。その解決のために家庭における理解と強力、保育施設の整備等社会的な条件の整備が要望されている。

#### (4) コミュニティ志向期－昭和50年代－

昭和50年代に入ると、国民生活白書では、家庭の機能は安らぎや子どもの生育の場に縮小し、家族構成員を結びつける絆が弱体化しているととらえられているが、最後に残された「愛情」機能は強まっているととらえられている。しかし、「いったん愛情が機能しなくなると、その他の基盤が弱いだけに、現代の家庭、特に核家族は解体しやすい」という家族解体化現象も問題点として指摘されている。

昭和54年白書は「暮らしの基盤としての家庭」と題する一節を設け、家庭の直面している問題に危機感ををもって立ち向かっている。また、昭和58年白書は、家族白書ともいわれ話題になったが、国民生活に関する社会指標のうち「家族」の分野のみが一貫して低下しているところから家族に焦点をあてた白書となったものである。そこでは、家庭機能の弱体化が基本的な認識となっているのである。

こうした問題の解決の方向としてコミュニティが志向される。昭和54年白書の「核家族は様々な外部集団と機能的に密接な関連を保ちつつ成り立っているのであり、その関係が円滑なものでなければならない。……地域社会を快適なものとする住民意識を引き出し、地域社会に家庭の補完機能をもたせることが可能となろう」や昭和58年白書の「家庭におけるしつけ・養育機能、あるいは地域との連携も含めた相互扶助機能を充実し……家族のもつ様々な機能の活性化を図ることが必要である」といった記述にみられるように、地域社会の機能を活性化させることにより、家庭の補完機能をもたせようとする方向性がみられる。そして地域社会が家庭の補完機能をもつことによって純化した家庭機能、つまり精神的、肉体的な緊張や疲労から解放される安らぎの場としての家庭が求められているのである。

#### (5) ライフスタイルの多様化期－昭和60年代－

昭和60年代になると、これまで画一的にとらえられていた家庭生活のありかたの分析方法が変化する。その発端となったのは昭和61年白書である。61年白書では、



電子レンジ、自動食器洗い器などの家事労働を軽減化、短縮化させる製品の増加とともに、一方であえて手間をかける行動、DIY(do it yourself)が定着し、手の込んだ料理を作ろうとする傾向がみえることを指摘している。これまでは家事の合理化が近代化であり、豊かさの指標だったのである。ところが合理化イコール近代化、豊かさの図式は生活に合わなくなりつつある。

そこで家庭生活を画一的にはなく、多様化でとらえようとする視点が現れてきたのである。昭和62年白書では有業主婦と専業主婦の生活時間の比較、平成3年白書では「東京と地方―ゆたかさへの多様な選択」というサブタイトルで地域による家庭生活の差異を分析している。

#### (6) 少子社会対応期－平成4年以降－

平成4年の国民生活白書は「少子社会の到来、その影響と対応」という副題がついており、出生率の低下をめぐって結婚、家族、教育など国民生活の諸問題を取り上げて分析したものとなっている。家庭機能に関する記述は多くみられるが、結論として「家族の形が多様化しても家族が社会の重要な構成要素であることは時代を超えて変わりはないだろう。家族は基本的には、夫婦の愛情の場であるとともに、生計をたて子どもを養育する場であり、親と子の交流、助け合いの場であろう」とまとめられている。これまで家庭の機能が情緒機能に純化するといったとらえ方を一貫してとり続けてきた国民生活白書に変化がみられるといえる。

「国民生活選好度調査」から、結婚生活の利点は「精神的安らぎの場が得られる」が挙げられており、総理府の調査からは家庭に求める機能として「心の安らぎを得るという情緒面」が挙げられ、いずれも意識の面では情緒的安定が重視されていることが指摘されている。

ところが少子化の要因としてとらえられる女性の職場進出の分析の中で、「家事省力型の耐久消費財の普及等により家事労働は軽減されてきたが、育児は省力化できない部分が多く、家庭の育児機能は依然として大きい」、「高齢者の介護においては、家族は重要な役割をはたしてきている。・・・家族による介護を望むものが多くなっている。家庭の中で介護に携わっているのはほとんど女性となっているようだが、介護を行いながら女性が就業を続けることは極めて困難である」など実態と

しての家庭の機能は育児や介護が問題となっていることが明かである。

そしてこれらの問題に対応するために、育児関連施設の充実、育児休業制度の定着、介護休業制度の導入、介護施設や介護サービスの充実が望まれている。さらに、多様な生き方が尊重される社会にあっては「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という伝統的な性別役割分業観を否定し、男女が共生する社会を志向しはじめた。しかし、これはあくまでも意識レベルの問題である。

少子化を背景とした今後の家庭は、国民生活白書では、個人の自立、個人の尊重を基本とし、ともに生活を営むパートナーとの関係をより大切にしつつ、社会との連携や制度的支援により子どもを生み育てる場としての機能をはたし続けることが指摘されているのである。また「親が元気な時期は互いに独立しながらも、家事や育児の面等で親世代に助けをもらい、親のほうが世話や介護を必要とするようになると子どもが中心になって面倒をみる」という姿が望まれている。

## 5 厚生白書、国民生活白書 にみる家庭機能

厚生白書と国民生活白書を通して、行政レベルの家庭機能について検討してきた。ここで改めて、二つの白書の家庭機能のとらえ方とその問題点を簡潔にまとめておきたい。

まず、厚生白書の特徴である。厚生白書では、第1に家庭機能については、家庭を生活の基礎的集団であるとした上で子どもの養育機能、老人の介護機能、情緒的機能の3点を挙げているが、特に子どもの養育と老人の介護が重視されており、その姿勢には変化がみられないという点が指摘できる。ただ、家庭機能の表現のしかたは時期によって少しずつ異なる。総合的家庭機能重視期には、①子どもの養育、②老弱者の保護、③再生産、④内心の安定、子どもの養育機能重視期には①子どもの養育、②高齢者、病弱者の援護、③連帯意識と人間愛の育成の場、そして高齢者介護重視期には、①子どもの養育、しつけなどの教育機能、②情緒的機能、③老人の介護機能と記述されている。

第2の特徴として、厚生行政における家庭機能のとらえ方は、人口問題を機軸としている点を指摘できる。昭和30年代には生産年齢人口比、乳児死亡率、昭和40年

代には人口移動、出生率の低下、そして昭和60年代以降は後期老年人口（75歳以上）の増加、出生率の低下から家庭機能が説明されている。

第3の特徴は、子どもの養育と老人の介護に焦点が絞られているために、厚生白書が問題とする家庭機能の中に夫婦の問題はほとんどみられないという点である。離婚という問題についても、夫婦の関係性を問題にするのではなく、子育てに対する影響が論じられている。

第4として家庭に関わる問題の根底には家庭の機能が低下、あるいは弱体化しているという認識があり、このために行政施策が必要であるという認識があることを指摘しておきたい。

第5は、厚生白書では、家庭の機能について直接調査したものではなく、「国勢調査」「厚生行政基礎調査」「就業構造基本調査」「国民生活実態調査」、その他の意識調査などを使ったいわば二次的資料によるものであるという点が指摘できる。

次に、国民生活白書について検討してみよう。国民生活白書の特徴は次の6点にまとめることができる。第1は、家庭の持つ機能は、種族保持を中心とした生殖機能、生産消費等の経済機能、子育て等のしつけ・養育機能、家族構成員の安らぎを含む相互扶助機能の4点が挙げられているが、国民生活白書が重視しているのは、家族の安らぎという情緒機能であるという点である。

第2は、家庭機能は変化、縮小しているととらえられている。その要因として挙げられているのは、核家族化、女性の職場進出、家族意識の変化である。

第3は、家庭機能は縮小しているととらえられているが、それは必ずしもマイナスの評価がなされていない点を指摘できる。その理由は二つある。第1に、特に昭和40年代には家庭機能の縮小は家庭機能の純化であり、「愛情」機能に収れんしていくことこそが家族員相互の自由な個性発揮の可能性を与えるものであり、新しい家庭像であると考えられていること、第2に大家族の中に多くの機能のあることが、結果として消費水準を抑えていることがあげられる。

第4は、情緒的機能が重視されているために、家庭像を表現するのに情緒性をもった言葉が多用されている。「なごやかさ」「安らぎ」「親密な」「暖かい」「絆」「いこいの場」「こころのよりどころ」「だんらん」などであり、情緒機能が強調されている。

第5は、目標とされるのは一貫して「豊かな生活」であるが、家庭が志向する方

向は時期によって異なるという点である。昭和30年代は「家庭の近代化」、昭和40年代は「マイホーム志向」、昭和50年代は「コミュニティ志向」、昭和60年代は「ライフスタイルの多様化」であったが、平成3年から「少子社会対応」へと変化している。

そして第6は、家庭機能の変化、あるいは問題点を説明するのに“意識”を切り口にしているという特徴である。例えば、家族意識の変化が老人や子どもの地位を不安定にさせた、伝統的価値体系が崩壊するのにもなって個人中心の生活観が強くなった、女性の仕事に対する積極的な姿勢が職場進出の大きな原因になっている、性別役割分業観が共働きの妻に負担感や不平等感をもたらしているなどである。

さて、こうした家庭機能のとらえ方はいくつかの問題点を含んでいる。最後に3点問題点を指摘し、若干の課題を踏まえまとめにかえたい。

第1に厚生白書では、家庭の機能が低下したために問題が生じたのでであると考えられているが、以前の家庭の機能が強力であったという根拠はどこにも示されていないという問題である。家庭機能の弱体化という表現が各所にでてくるが、何をもちいて機能が弱体化したといえるのかははっきりしていないのである。家庭機能の弱体化の客観的な基準が示されていないのである。

第2に問題とその背景にある要因との関係、要因相互の関係がはっきりしていない点を指摘できる。多くの要因が挙げられているが羅列されているに近く、記述される場所によって異なった要因がでてくると家庭を総合的にとらえることができなくなってしまう。また問題行動と家庭を簡単に結びつけてしまう点も気にかかる。家庭のしつけがなっていないから非行少年が増加するというのはあまりに短絡的すぎはしないだろうか。

第3として常に理念的な「望ましい家庭像」が設定されており、この理念的家庭像に向けて画一的な視点で家庭への支援がなされてきたという問題を指摘しておきたい。特に、昭和50年代までは、性別役割分業にもとづく家庭像があるべき姿として描かれてきた。この抽象的で、理念的な「望ましい家庭像」こそが、実は家庭の弱体化という前提になっており、しかも問題行動を家庭に短絡的に結び付けることにつながってきたのである。

現実の家庭の多様化とともに、昭和60年代以降、白書の家庭のとらえ方に変化の兆しが見られるようになってきた。「望ましい家庭像」という視点だけでは対応し

きれなくなり、多様な家庭像を模索しつつ家庭へのさまざまな行政支援を展開せざるをえない状況になってきたのである。

しかし、高齢者介護、子どもの養育という面で、福祉の見直しがなされるようになり、家庭への期待が強まり、また新たな理想的家庭像が提起されつつあるように思える。確かに、現在では、女性が育児や高齢者の介護をするのが「当然」であり、かつ「あるべき姿」であるという考え方は過去のものになりつつあるが、福祉のあり方が見直されるなかで、新たな「望ましい家庭像」がふりかざされる危険性もでてきている。

「望ましい家庭像」を設定し、それにもとづいた施策の展開では、本当の実態を把握することはできない。多様な家庭像の模索とそうした視点からの支援が今後、大きな課題になろう。行政支援を展開していくには、ある家庭像を設定することは不可避的なことかもしれない。しかし、伝統的な性別役割分業に基づいた固定的な家庭像ではなく、どのような家庭像を模索していくべきかの議論がもっと必要になっているように思われる。



## II 別表

別表 1 - 1 厚生白書における家庭機能の変動要因と指摘される問題点  
(カッコ内の数字は刊行年度)

	昭和30年代	昭和40年代
指摘される問題点	青少年犯罪の悪質化(31 33) 児童の不良行為・事故(31) 乳児死亡(33) 近代的養育方法の過渡的混迷(38) 児童の放任・過保護(39) 農家の母親の身体的・精神的負担の増大(39) 高齢者扶養の負担(33) 高齢者扶養の経済的・心理的不均衡(33)	非行児童の増加(40 41)児童の不慮の事故(40) 情緒障害児童の増加(40) 老人の生活のきびしさ(40) 自信のない養育(44) 自信のないしつけ(46) 教育ママの出現(44) 養育に欠ける児童の増加(44) 父親の心理的距離(46) 過保護の母親 放任の父親(46 47 49) 甘やかし(49)
社会構造の変化	余儀なくされる共稼ぎ(31) 母親の就労(38 39) 出稼ぎ・共稼ぎの増加(39) 社会構造が複雑化(36) 低所得・不安定所得(38) 家族制度がくずれさる(38) 住宅事情(38) 住宅不足(39) 人口の都市集中(39) 他府県からの転入青少年(39) 薄くなる地域社会の連帯感(39)	出稼ぎ・共稼ぎの増加(40) 共稼ぎ(49) 有配偶女子の労働力化(43) 人口移動(40) 若年層の都市への流入(48) 雇用者世帯の増大(44) 住宅不足(44 46)
価値・意識の変化	親の扶養が至上命令でなくなった(31) 戸主中心から夫婦中心(38) 権威服従意識のくずれ(38)	精神的支柱がなくなる(44) 扶養意識の変化(46) 古い「家」の思想や家族制度からの解放(48) 古い「家」意識から新しい家族の定着(49) 子どもは少なく生んで大切に育てるという意識の浸透(44)
家族・家庭(1)	母子のみの家族(31) 大家族から小家族へ(38)	核家族化の進行(40 41 46 47 49) 単身老人の増加(40) 出生率の低下(44 45) 家族規模の縮小(46 47 49) 直系家族の解体(49)
家族・家庭(2)	父親の不在(39) 父母ともに不在がちの農家(39)	親と子の接触が希薄(40)父親の座の低下(44) 母親が養育の中心(44)父子の対話不足(46) 老人の座の低下(46) 忙しすぎる父親(46) 留守家庭の増加(47) 若年層核家族の孤立化(48) 家族が一人でも欠けると過剰負担(48) 家族が事態の適応力に乏しい(48) 限定された人との結びつきが強い(49) 家庭機能に対して相互補完が難しい(49)
家庭機能の外部化		自家生産・自家消費が例外(41) 調理・裁縫・洗濯・掃除といった家事労働ですら外部との関係で処理(41) 伝統的家庭機能(育児・病人の看護等)の一部を他に依存せざるをえない(43) 生産・教育・娯楽・しつけなど家庭外で充足されることが多くなる(47) 保育は公的、社会的施設に代替(49)



別表 1 - 2 厚生白書における家庭機能の変動要因と指摘される問題点  
(カッコ内の数字は刊行年度)

	昭和50年代	昭和60年代以降
指摘される問題点	<p>甘やかし(54) 子どもの孤独(54) 子どものペット化(54) 過剰な期待と干渉(54) 子どもの非行、家出、自殺(54) 母親主導型・父親従属型教育(54) カギっ子(57) 家庭内暴力(57 58) 少年非行(57) 覚醒剤の乱用(57) 老人の生きかた(53 54 57) 老人の介護・看護(57 58) 老人の孤独・疎外感(58) 痴呆老人(58) 介護者の高齢化(57 58)</p>	<p>介護家族の精神的・肉体的負担(62 63) 家庭の介護力の低下(2 3) 都市の孤立化する老人(1) いじめ、登校拒否(62 63) 子どもの社会性が育ちにくい(1 2) 子育て不安、悩み(62 63) 都市の孤立した子育て(1) 子育ての経済的負担(2)</p>
社会構造の変化	<p>農業や自営業率の低下(54) 女性の職場進出(57) 女性の勤務形態の多様化(59) 後期老人の増加(58 59)</p>	<p>中高年既婚型女子の就業状態(61) 女性の職場進出(60) 中高年の共働き(1) 主婦の職業の増大(61 62 63 1 2 3) 女子のパートタイム労働の増加(1) 雇用就労の増加(62) 所得水準の上昇(62) 第3次産業へのシフト(1) 単身赴任(1) 都市化・地域社会の機能の低下(62)</p>
価値・意識の変化	<p>子どもを大切に育てる意識(54) 養育意識の変化(50) 母性意識の未確立(59)</p>	<p>中高年既婚型女子の就業状態(61) 女性の職場進出(60) 中高年の共働き(1) 主婦の職業の増大(61 62 63 1 2 3) 女子のパートタイム労働の増加(1) 雇用就労の増加(62) 所得水準の上昇(62) 第3次産業へのシフト(1) 単身赴任(1) 都市化・地域社会の機能の低下(62)</p>
家族・家庭(1)	<p>家族規模の減少(50 54 57) 核家族化(54 57 59) 一人暮らし老人の増加(59) 同居率の低下(57 58) 高齢者のみの世帯の増加(58) 母子世帯の増加(59) 離婚の増加(58)</p>	<p>介護意識(「夫についてはその妻」「妻については嫁または娘」)の変化(62 63) 個人生活の重視(62) 物質的豊かさから精神的豊かさへ(62) 伝統的な男女の役割分担意識の低下(62 1 2 3) 女性の再就職希望(2) 結婚に対する意識の変化(3) 結婚・育児に負担感(3) 意識の多様化(63 2 3) 高齢者の急増(2 3)</p>
家族・家庭(2)	<p>別居世帯においては出産・育児・老親の介護の面において家庭機能の低下(53) 同居は福祉における含み資産(53) 留守家族の増加(54) 親の影響が子どもに単純で直接的にはたらく(54) 「家庭のふところ」がせまくなった(58) 都市部の介護機能の低下(58 59) 子ども同士の接触の希薄化(59)</p>	<p>高齢者が大家族に支えられて生活する状況ではない(62) 介護の高齢化(1) 安らぎやくつろぎを提供する働きが重視(63) 「新しい日本型福祉社会」(62) インフォーマルなマンパワーとしての家庭機能の再評価(62)</p>
家庭機能の外部化	<p>保育に対するニーズの高まり(57) 児童や老人の扶養・介護、家事の外部化(58) 福祉ニーズの拡大と多様化(59)</p>	<p>サービス利用の拡大(61) 家事の外部化(61 62) 老人介護ニーズの拡大((61) サービスの外部化(外食の機会の増加など)(3)</p>

別表 2 厚生白書にみる家庭機能のとりえ方 I

時期	特定の層・家庭を対象にしていた 消極的対応期（家庭機能の弱体化を特定層の問題として把握）	積極的対応期（家庭機能の弱体化を全体的傾向として把握し、その対応を検討するようになる）
区分	第Ⅰ期（昭和30年代） 貧困対策、弱者への対応期	第Ⅲ期（昭和40年代後半～昭和50年代） 子どもの養育機能重視期
社会的指標	復興から高度成長へ ・第2次、3次産業人口比率67.4%、都市人口比率63.5% ・核家族世帯35年に60.2% ・一世帯平均人口35年に4.53人  この時期、厚生行政は貧困層や障害児などへの対策が中心であり、施策にもそうした姿勢があらわれている。 ・家庭の問題をみると、貧困のため、低所得層で母親が就労せざるを得ない状況がある。このため、保育の必要があるし、問題行動もでるため、健全育成に力を入れるべきという姿勢。 ・家庭機能については、必ずしも明確に意識されていない。	第Ⅳ期（昭和50年代後半～昭和60年代） 高齢者介護重視期
特徴	この時期、家庭機能が明確化する。生活の基礎的集団であり、①子どもの養育②高齢者の保護③再生産④内心の安定（昭和39年白書に登場する） ・家庭機能の弱体化、特に子どもの養育に關する記述が多く、実際の施策も子どもの養育に關するものがあらわれてくるようになる。 ・基本的には、母親の就労が家庭機能の弱体化を引き起こすことと指摘し、乳幼児期、小学校低学年に母親が働くことの問題を指摘している。 ・また、新しい家庭像の創造の必要もあわせて指摘している。	第Ⅴ期（平成以降） 出生力低下対応期
質	・復興から高度成長へ ・第2次、3次産業人口比率67.4%、都市人口比率63.5% ・核家族世帯35年に60.2% ・一世帯平均人口35年に4.53人  この時期、家庭機能が明確化する。生活の基礎的集団であり、①子どもの養育②高齢者の保護③再生産④内心の安定（昭和39年白書に登場する） ・家庭機能の弱体化、特に子どもの養育に關する記述が多く、実際の施策も子どもの養育に關するものがあらわれてくるようになる。 ・基本的には、母親の就労が家庭機能の弱体化を引き起こすことと指摘し、乳幼児期、小学校低学年に母親が働くことの問題を指摘している。 ・また、新しい家庭像の創造の必要もあわせて指摘している。	・1.57ショック ・青少年人口比率 4年 17.2% ・女性の労働力率 4年 50.7%  ・子どもを育てることの社会的な意味の問題に始まる。 ・子どもが健やかに生まれ、育つための環境づくりが必要。 ・社会全体で、子どもを育てるという意識の醸成。 ・育児の負担の軽減という提言 ・出生力の低下に対応し、その対応が検討され始める。

厚生白書にみる家庭機能のとらえ方Ⅱ

別表 3

時期区分	第1期(昭和30年代)	第2期(昭和30年代後半～昭和40年代)	第3期(昭和40年代後半～昭和50年代)	第4期(昭和50年代後半～昭和60年代)	第5期(平成以降)	
貧困対策、弱者への対応	<p>【31年白書】 ・家庭生活の形態の変化への対応 ・家庭健全育成への手だて</p> <p>①児童健全育成の必要性 ②保育所の必要性 ③高齢者福祉 【33年白書】 ・高齢者福祉の責任は国にある</p> <p>【35年白書】 ・子どもの養育機能の混乱 ・特に低所得、不安定所得層の家庭に多く、その背景として母親の就労がある</p>	<p>総合的的家庭機能重視期</p> <p>【39年白書】 ・家庭機能の提示 ・生活の基礎集団、相互扶助による要求充足と生活保障</p> <p>①子どもの養育②弱者の保護③再生産④内心の安定 【41年白書】 ・家庭機能の低下、特にしつけに関して家庭の果たす役割大</p> <p>【44年白書】 ・母親の就労の増加→養育に欠ける児童の増加など養育機能の不安定化 ・しつけ目標の混乱</p> <p>【46年白書】 ・家庭機能の弱体化→親の責任論→親の教育、啓蒙の必要性</p>	<p>子どもの養育機能重視期</p> <p>【49年白書】 ・家庭機能の減少の指摘 ・戦後進出による育児機能の低下→公的、社会的施設による代替</p> <p>【53年白書】 ・三世同居の發達の意味の提示 ・出産、育児への手伝い ・育児や介護などの生活技術の伝承 これを生かすための老人への所得保障の必要性</p> <p>【54年白書】 ・しつけに関する家庭機能の弱体化の指摘</p> <p>【57年白書】 ・家庭機能の提示 ①子どもの養育②高齢者、病弱者の支援③連帯意識と人間愛の育成の場 その機能の弱体化→問題行動へと結びついてきた</p> <p>【58年白書】 ・経済的サービスの低下→女性の就労の増加→家庭の扶養機能の低下</p> <p>【59年白書】 ・扶養機能の低下→福祉サービスの増大、多様化 ・保育サービスの多様化に対応した認可保育所の受け入れ体制の整備の必要性</p>	<p>高齢者介護重視期</p> <p>【60年白書】 ・核家族化、女性の就労の増加 ・結婚の増加→家庭意識の弱体化 ・個々の家庭状況に対応したきつた細かなサービスの必要性</p> <p>【61年白書】 ・女性の就労の増加→外部化、老人介護のニーズの拡大と多様化、サービスの拡大 ・画一的サービスから普遍的、選択的サービスへ</p> <p>【62年白書】 ・家族の介護機能の低下→介護する家族にとって、経済的、精神的、身体的負担の軽減 ・地域における在宅支援体制 ・子どもを取り巻く環境の変化 ・総合的な家庭支援の仕組みの充実</p> <p>【平成元年白書】 ・新しい家庭の役割の模索 ・家庭機能のとらえ方 ①子どもの養育、しつけなどの教育機能、②情緒的機能、③老人の介護機能 ・老人介護への家族の期待</p>	<p>出生力低下対応期</p> <p>【平成2年白書】 ・子どもを育てることの社会的意味を問題にする必要性 ・子どもが健やかに生まれ、育つための環境づくり ・社会全体で、子どもを育てるといふ意識の醸成</p> <p>【平成3年白書】 ・出生力の低下→晩婚化、未婚の増加による ・このため、結婚、育児の負担の軽減を</p>	<p>【実態の構築】 平成2年-市町村の在宅福祉サービス 平成2年-一ビスの緊急整備センター 平成2年-在宅介護支援センター 平成2年-高齢者生活福祉センター 平成2年-高齢者総合センター 平成3年-老人訪問看護制度 平成4年-育児休業制度</p>
白						
書						
施	<p>【実態の構築】 29年-障害のある児童への医療給付 33年-精神薄弱児通園施設を児童施設に加える 35年-母子福祉センター 36年-児童扶養手当法公布 38年-児童心身障害児施設への入所児童に対する医療補助</p>	<p>【実態の構築】 39年-児童局を家庭児童局と 39年-家庭児童相談室の設置 39年-母子福祉法制定 39年-老人住宅の建設 42年-保育所の増設、整備 43年-無認可保育所対策 44年-乳児保育 45年-乳二子から保育料の半減 46年-保育所緊急整備計画 46年-児童手当制度 48年-老人医療支援制度</p>	<p>【実態の構築】 50年-シルバークロニクル 53年-ショートステイ 54年-デイサービス 56年-夜間保育、延長保育 59年-無認可保育所の指導強化</p>	<p>【実態の構築】 61年-シルバーハウジング構想 61年-老人保健施設の設置 62年-痴呆性老人対策推進本部の設置 62年-訪問看護などの在宅ケア 総合推進モデル事業 62年-高齢者総合相談センター 62年-保育所の機能強化推進費 63年-乳児保育の対象の拡大</p>	<p>【実態の構築】 平成2年-市町村の在宅福祉サービス 平成2年-一ビスの緊急整備センター 平成2年-在宅介護支援センター 平成2年-高齢者生活福祉センター 平成2年-高齢者総合センター 平成3年-老人訪問看護制度 平成4年-育児休業制度</p>	
策						

別表 4 国民生活白書にみる家庭機能のとらえ方

第Ⅰ期（昭和30年代） 生活の近代化志向期	第Ⅱ期（昭和40年代） マイホーム志向期	第Ⅲ期（昭和50年代） コミュニティ志向期	第Ⅳ期（昭和60年代） ライフスタイルの多様化期	第Ⅴ期（平成4年以降） 少子社会対応期
<p>31年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な生活様式が実用的に変化</li> <li>①アパルトの増加</li> <li>②女性の職場進出</li> <li>③米国文化の影響</li> </ul> <p>34年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費革命といわれる構造的変化</li> <li>・家庭用耐久消費財の普及</li> <li>・教育、娯楽娯楽支出の増大</li> </ul> <p>36年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の質的変化</li> <li>①生活の洋風化</li> <li>②家事労働の合理化</li> <li>③レジャー消費の増大</li> </ul> <p>37年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家事労働の合理化によって余暇時間をつくること、生活の近代化</li> </ul> <p>39年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦前耐消費財時代（タンス・ミシン・ラジオ）から5万円革命時代（テレビ・冷蔵庫・洗濯機）</li> <li>・生活内容の不均衡の現れ住宅など生活物質基準が遅れている</li> <li>・背景には伝統的家族制度が相互扶助が相対的に低い消費水準を可能にする</li> </ul>	<p>41年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々のひずみが国民生活を圧迫</li> <li>①相強い不満</li> <li>②少年犯罪の増加</li> <li>③家族制度の改革のなかで老人、子どもとの位置が不安定</li> <li>④農村では主婦の過剰労働</li> </ul> <p>45年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭生活の確立 個人中心の生活観</li> <li>・家庭機能の縮小</li> <li>・社会サービスへの移行</li> <li>・親子の対話の欠如</li> <li>・離婚の増加による家庭の崩壊</li> </ul> <p>46年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭は、国民生活の中にしっかりとねをおろし、人々の意識や行動の基盤になった</li> <li>・家庭機能①衣食住の場②子どもを産み育てる場③夫婦の愛情を完成させる場④憩いの場</li> <li>・家庭生活を積極的に評価</li> <li>・主婦の就労が家庭機能低下要因の一つ</li> </ul> <p>50年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核家族化の速度の鈍化</li> <li>・扶養機能の変化</li> </ul> <p>51年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもがあらがらも親と同居する人が増加</li> </ul>	<p>54年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の基盤を充実させることを課題とする</li> <li>・家庭機能の変化</li> <li>①安らぎと子どもとの生育の場</li> <li>②「愛情」機能の強化</li> <li>③核家族は解体しやす</li> <li>④地域コミュニティの活性化</li> </ul> <p>58年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直系家族と核家族の間に揺れ動く</li> <li>・地域との連携を含めた相互扶助機能の充実</li> <li>・家族の再認識</li> </ul> <p>59年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会活動の活発化の要因</li> <li>①所得、余暇時間の増大</li> <li>②高学歴化</li> <li>③家族の変化</li> <li>④高齢化</li> <li>・高齢者の扶養は私的扶養依存だけでは現実的ではない</li> <li>・公的年金制度が重要な基盤となる</li> </ul>	<p>61年白書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手紙さ志向（電子レンジ、食器洗い器、調理食品など）と手間をかける行動（DIY行動の定着化）</li> <li>・高齢化の進展による持家不安の増大は豊かな消費生活を妨げる一因に</li> <li>・家庭機能の変化に家庭教育は充分対応していない</li> <li>・家庭教育において多様な個性的考えを認める価値観が不十分</li> <li>・「男は仕事、女は家庭」といった画一観念は陳腐であり、役割を柔軟なものとしてとらえていくことが必要</li> <li>82年白書</li> <li>・核家族化、世帯規模の縮小、女性のライフスタイルの変化等の中で家庭の機能が変化</li> <li>・家庭内におけるワークシェアリングの検討と社会的な支援システムの充実に迫られる</li> <li>・労働時間の短縮を通して自由時間活動の活用を</li> <li>平成13年白書</li> <li>・個人生活、職業生活、社会・地域生活のパラダンスを追求することが豊かさを果敢する近道</li> <li>・男女共生社会</li> <li>・家庭生活に責任をもって参加する男性のゆとりが必要</li> </ul>	<p>平成4年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の形が多様化しても社会の重要な構成要素である</li> <li>①夫婦の愛情の場</li> <li>②生計をたてて子供を養育する場</li> <li>③親子の交流、助け合いの場</li> <li>・育児は省力化できない部分が多く、家庭の育児機能は大きい</li> <li>・子供の養育・教育は学校、地域社会との連携が必要</li> <li>・子育て終了後の時間の長期化</li> <li>・未婚の関係重視</li> <li>・個人生活を豊かで多様なものにしていくことが、結果的に出生率低下の歯止めにつながる</li> </ul>

### Ⅲ 付属資料 1

#### 家庭機能に関する厚生白書の記述の抜粋



## 付属資料1 家庭機能に関する厚生白書の記述の抜粋

### 〔昭和31年厚生白書〕

・保育に欠ける児童を保護者によって保育することを目的とする保育所は、現在のように、共稼ぎを余儀なくされたり、または母子のみで構成されている家族が多数見られるような社会経済状況の下においては、その必要はきわめて強いことは当然であろう。……子による親の扶養が、戦前ほどの至上命令ではなくなったことは、いなみがたい事実である。……高齢者福祉の中核をなすものは、なんといっても所得の保障である。(P.65)

・社会生活の変化にともなって、家庭生活の形態も次第に変化し、必ずしも父母の手のみでは児童の健全育成の責任が負いきれなくなったということもあろう。あるいはまた、児童の福祉を脅かす社会的な要因が、時とともに増大してきたということもあるであろう。(P.48)

### 〔昭和32年厚生白書〕

・父母が働きにでて家庭生活をともにできない児童などに対し、国家社会が積極的に手をさしのべるべきことは、福祉国家におけるその当然の義務である。(P.213)

### 〔昭和33年度厚生白書〕

・国民生活全般の都市化、近代化にともなって、高齢者扶養は扶養する者にとっての負担となり、しからざる者との間の経済的、心理的負担の不均衡として感ぜられるようになる。これが私的扶養の将来に多くのものを期待できない理由である。したがって、高齢者扶養の方策として今後に期待できるものは、社会的扶養の道、すなわち高齢者扶養の責任を国家社会の手に移し替え、その負担の社会的な衡平を確保することが残されるのみである。(P.53)

・乳児の死亡は近年減少しつつあるとはいえ、なお年間4万余りを数え、また幼い児童の溺死、交通事故等不慮の事故による死亡は児童の死亡原因のうち第一位を占めている。さらに、最近新聞紙上にぎわした女高生殺し事件、あるいは深夜喫茶などにつながる集団的暴力行為などからもその一端をうかがえるとおり、少年犯罪の増加及び悪質化は著しい。……母子に対する健全な保健指導、児童をとりまく環境の浄化・整備、情操教育などしかるべき施策がとられるならばある程度未然に防止できるであろうから、ここに予防ないし早期対策として、一般児童を対象とする健全育成施策を強力に推進する必要があるのである。(P. 207)

### 〔昭和36年度厚生白書〕

・近代家族は、これまで家族が営んでいた機能を漸次縮小し、これを公共の施設にゆだねている。いいかえれば、家族の近代化を図るためには古くから家族がになっていた機能を営む公共施設が必要な前提なのである。子供を育てるための乳児院、保育所などの施設、病気を直すための医療施設、老後を養うための老人ホームなどの諸施設がこれである。(P. 5)

・戦後の家庭生活の変化は児童の育成に種々の問題を生ずると同時に、社会生活が複雑化し、高度化するにつれて、社会が児童の健全な育成を助長し、あるいは阻止するなどその及ぼす影響は非常に大きくなってきている。(P. 246)

### 〔昭和38年度厚生白書〕

・長い世代にわたって伝承されてきた日本の家族制度は、第二次世界大戦の終局と共に急速度でくずれ去り、戦後の家庭は戸主中心から夫婦中心に、大家族制から小家族制へと大きく転換している。家庭養育においては戦前経験した権威服従の姿勢がくずされ、いわば無準備のままに愛情と、理解に基づく近代的養育方法に対応させられたために、今日では親が養育において過渡的段階としての一種の混迷状態にあるといえる。こうした家庭の意識的变化と共に家庭養育の障害となる家庭の基礎



的条件として低所得、不安定所得、住宅事情、近年とみに増加しつつある母親の就労の問題等がある。(P.183)

### 〔昭和39年度厚生白書〕

・同一居住、同一生計の生活の基礎的集団、相互援助による構成員相互の要求充足と生活保障。子弟の養育、老弱者の保護、栄養・休息による人間エネルギーの再生産をつかさどるとともに、夫婦、親子間の感情融合による内心の安定をかもし出すのが家族の生活である。(P.57)

・家族が分化し、核家族化することは、家族規模が縮小し、特に青年の家族員は原則的には夫と妻の二人のみとなり、家族の生活保障の機能を低下している。疾病その他の日常生活に随伴する様々な障害にも家族の規模が大きいときは家族内の相互の協力でカバーできる余地が大きい、核家族のときはその余地は著しくせばめられる。……直系家族が累積し、時として傍系親族まで含む大家族の制度においては、老人は子や孫と暮らし、その生活は保障されており、また夫と死離別した妻およびその子、病弱者などの生活も家族内で保障されている度合いが大きかった。しかしながら、核家族の進行に伴ってこのような老人・母子は孤立し、その生活の基盤が弱くなっており……恒久的なハンディキャップをもつ家族のほかに出稼ぎ者のいる家族、共稼ぎ家族も一時的にハンディキャップをもつ家族ということができよう。(P.64)

・家庭の本来的機能は、家族相互間の愛情、家族の生産活動による稼得、家事労働等による利益を共同のものとして分かち合い、衣食住その他にわたる共同の消費生活を行ない、次代を養育していくことにあり、また、地域社会、国家社会の一構成単位としての義務を果していくことにある。

家族は日常の居住をともにし、生計をともにする生活の基礎的集団であり、相互に助け合いながら、その構成員のもつ生活上の要求を充足し、その生存を保障している。次代を担う子弟の養育、老弱者の保護にあたり、栄養・休息による人間エネルギーの再生産をつかさどるとともに、夫婦、親子間の感情融合による内心の安定

をかもし出すのが家族の生活である。(P57)

・大都市の少年非行のかなりの部分が他府県からの転入青少年によってしめられていることである。……彼らを受け入れる環境は、労働条件その他生活環境において恵まれたものとは言えないし、また彼らの心のよりどころとなる暖かい家庭から離れてきているのである。(P.55)

・最近における出稼ぎ、共かせぎ家族の増加、人口の都市集中に伴う住宅不足、団地家族の増加などに伴う児童の放任、過保護などの問題がめだってきたことよってあらためて健全育成対策の重要性が強調されるに至った。特に近年における家庭機能の縮小傾向が指摘されているが、児童をとりまく不良な生活環境から児童を保護し、事故死傷や不良化を未然に防止し、心身ともに健やかな児童を育成する上で家庭の果たす役割の大きさがあらためて確認され、従来の児童局を児童家庭局と改称し、児童健全育成対策も、家庭重視の線に沿って整備推進されることになった。(P.245)

・兼業や長期化した出稼ぎの増加のために、農村家庭では父親の不在が恒常化してきている。母親もまた高齢化、女性化した農業の中心的なにない手として昼間は家庭を留守にすることが多くなり、父母共に不在がちの農家が多くなっている。こうして正常な家庭生活の形態がそこなわれ、母親の身体的、精神的負担の増大、乳幼児の保育や児童の精神生活面への悪影響が現れている。(P.27)

#### 〔昭和40年度厚生白書〕

・近年、非行児童や情緒障害児童の増加、不慮の事故死の多発など児童をめぐる憂慮すべき事態が多数発生しており、児童の健全育成に対する社会的関心はきわめて大きい。家庭は児童の人格形成にとって決定的な役割をもつといわれる。児童の問題は常に家庭に密着しており、児童の健全な育成を図るため児童の育成の基盤となる家庭を重視する思想は、今日の児童福祉行政における世界的趨勢といえる。わが国においても、近年の激しい社会変動にともない家庭生活も大きく変貌し、たとえ

ば、共稼ぎ、出稼ぎなどにより、親と子の接触が希薄となり、そのため起こるまさつが児童の問題行動を誘発することもあり、家庭養育においても複雑な問題を生みだしているようである。このため、児童福祉の基本ともいべき家庭のもつ機能を再認識し、児童と家庭を一体としてとらえることに力を注ぎ・・・(P.266)

・社会経済状況の変化、特に地域間、産業間の地すべりの人口移動、家族制度の変貌、生活習慣の変化等によってこれらの老人の生活は日増しにきびしいものになりつつある。それはたとえば、定年制等のために働く意欲と能力のある老人が職場を離れることを余儀なくされていることや、核家族の進行にともなって老人世帯、特に単身の老人世帯が著しく増加していることなどに現れている。老人の生活を充実させ、その福祉の恒常を図ることは、すでに私的扶養の範囲をこえ、国が積極的にこれを行うべき段階に至っているといえよう。(P.31)

・老人を囲む暖かい家庭生活の実現のため、老人の立場を配慮した住宅条件の整備、あるいは所得保障の機能をも含めた中高年齢者の雇用の促進等が重要になってくる。(P.396)

#### 〔昭和41年度厚生白書〕

・家庭の持つ機能の変遷の一般的な傾向は、家庭自らがその機能を独自に果たすことから、ますます貨幣経済、共同消費等の機構を通じて、外部との関係においてその機能を果たしていく方向に進みつつあるということであろう。近代社会においては、家庭の稼得は、家業によるそれからますます雇用によるそれへと移行し、消費の面では、自家生産自家消費がほとんど例外となって、ほとんどすべての生活資材、専門的サービスが貨幣によって購入され、また、水道、下水道、し尿処理施設などの公共施設によって充足され、家庭の教育機能も大幅に学校教育に移るなどの変化が一般的であるが、今日ではさらにこのような傾向は進められ、調理、裁縫、洗濯、清掃といったようなこまごまとした家事労働ですら、外部との関係を持ちつつ処理されるという状態に進みつつある。(P.28)

・家庭の機能が果たされる態様の変化は、……核家族化を容易ならしめ、それを現実化する動因であると同時に、また、核家族化そのものの進行は、……家庭本来の機能を外部との関係において果たさなければならないという方向を強めることになるものと思われる。(P. 31)

・家庭においてこれらの諸機能が十分に発揮されるようこれを助長すること、これらの機能に欠けている家庭に対して社会的にそれを補完すること、家庭においてこれらの機能が円滑に果たされるための外部からの障害を除去することは、行政の任務であり、その必要性は、社会のいわゆる近代化とともにますます大きくなっている。最近の少年非行の原因としては、一般に、家庭機能の低下、社会環境の不健全化等があげられている。(P. 334)

#### 〔昭和43年度厚生白書〕

・労働力の需給関係とさらには消費の向上意欲から、女子の労働力化、中でも有配偶女子の労働力化が高まりつつあるが、一方における核家族化の強まりとともに、従来伝統的に家庭内で果たされていた機能、すなわち育児、病人の看護等の一部を他に依存せざるを得なくしており、これに対する十分な対応策が欠けているため、新しい生活上の障害として認識されている。(P. 8)

#### 〔昭和44年度厚生白書〕

・家庭の規模の縮小と戦後における社会環境の変化は、これら幼少人口の家庭環境に大きな変化をもたらした。家族制度が維持されていた戦前においては、父親は家の長としての威厳を持って家族に臨んでいた。戦後、家族制度の崩壊、雇用者世帯の増大、父親の座の低下というような一連の社会状況の変化が続いて、わが国は、家庭のなかで母親が漸次児童養育の中心的役割を果たすようになった。このような傾向は、母親の就労の機会の増加や病気などによって、養育に欠ける児童の増加をもたらすなど家庭における児童の養育機能の不安定を招いている。…戦前にあった国家中心、家中心という精神的支柱はなくなり、家庭の両親はそれにかわるべき確

たる自信のないままに児童を養育していった。・・・児童に対する過度の期待が、いわゆる教育ママの出現をよんだともいえるであろう。(P.16)

・一般に生活水準がかなりな程度まで高まると出生率が低くなることは世界共通の現象と言われているが、わが国の場合、出生率が低い原因としては、住宅難、子供は少なく産んで大事に育てると意識の浸透、家族計画技術の普及などが挙げられるであろう。(P.18)

・最近10余年間、出生力は異常に低下し、引続き純再生産率は1を割り、わが国の人口は縮小再生産の道を歩み始めている。総理府が児童の養育に関しておこなった世論調査によっても、理想的だと考える児童の数より実際の児童の数が少ない理由として、「児童にかかる費用が高いから」をあげているものが最も多く、なおもっと子どもを持ちたいと思いつつも、出生を抑制している家庭が少なくないことを示している。このことから児童手当制度の創設により、現在の人口を維持しうる程度の出生力の回復を期待することもできるであろう。(P.373)

#### 〔昭和45年度厚生白書〕

・現状では嫁が看護している場合が半数近くを占めているわけであるが、今後核家族化の進行あるいは社会意識の変化がこれらの高齢者をどのように処遇するようになるかが問題である。家庭において、あるいは地域社会の中で、これらの不自由な高齢者が医学的管理のもとで、より快適な老後を送ることができるためには、家人に対する手助け、あるいは、合理的な看護方法の指導ができる措置をはかるなどキメこまかな配慮が望まれる。(P.24)

#### 〔昭和46年度厚生白書〕

・家庭も社会も物質的には飛躍的に豊かになった。・・・急激な社会変動の中で育つ今日の児童は、家庭のなかでは、少なくなる家族の構成員、増加する母親の就労、忙しすぎる父親、家庭の外では、狭い遊び場、氾濫する不良出版物、薄くなる地域

社会の連帯感などのかたちで、変化の影響を受けておりきわめて不安定な状況におかれている。(P.7)

・戦後の急速な社会変革の歴史は、同時に家庭機能の変化の歴史でもあった。老人の扶養、児童の養育の両面において、弱化した家庭の機能を補うべく社会の機能は強化されたであろうか。(P.8)

・児童の養育は、第一義的には両親の責任に委ねられているのに、しつじに自信の持てない親、育児意識の低い親、過保護の母親、放任の父親など、児童の健全な成長を阻害する原因が親にある場合がみられるのである。……家庭生活に対する十分な認識と児童養育についての助言を結婚適齢期の男女および若い夫婦に与えるための新婚学級、母親学級による啓発や家庭児童相談室の相談活動などの社会的サービスが必要とされよう。(P.67)

・世帯規模の縮小と核家族化は、すでに述べたように必至であるが、わが国の場合は、家制度を中核とした直系家族的生活習慣が長い間支配的であったために、これらの変化に適応した新しい家庭がまだじゅうぶんに定着していないといえる。

父子の対話不足は、父子の心理的距離を拡大する一方である。……児童の健全育成のためには家庭機能がじゅうぶんに発揮されることが必要であるが、それには何よりも親子関係が円滑でなければならない。……とりわけ、父親は子との実質的対話に努力する必要がある。(P.73)

・母親の就労は児童が低年齢であればあるほど「子どもに悪影響がある」とするものが多い。母親が就労するにあたっては、特に児童が乳幼児か低学年である場合には、自分の就業の及ぼす影響についての慎重な配慮が望まれる。いわんや、消費ブームにあおられての就業は、児童のために戒めなければならないであろう。(P.84)

・狭少過密、高い家賃・地代という現象に象徴される住宅難は深刻であり、これが結婚、出産、育児、教育、老後の安定などあらゆる生活問題の根本的な障害となっていることは明かである。(P.84)

・戦前においては、たとえ隠居したにしても老人の座は決して不安定なものではなく、むしろ年長者、有識者として家族の中心たる役割と地位を占めていた。ところが、戦後、扶養意識が変化し、核家族化が進むにつれて老人の座も大きく揺らいできている。(P. 457)

#### 〔昭和47年度厚生白書〕

・児童の家庭環境の変化についてみると、まずはじめに世帯規模の縮小、核家族化の進行があげられる。これは、単に家族の形態が変化したということにとどまらず、家庭の機能そのものにも変化をあたえている。かつては、生産、教育、娯楽、しつけなど児童が社会人に成長するために必要な要素の主要部分が「家」の中で行われていたが、現代ではそれらが家庭外で充足されることが多くなり、さらに、留守家庭、欠損家庭などの増加、放任、過保護などにより、児童に対して家庭の果たすべき本来的機能まで低下してきている。(P. 325)

#### 〔昭和48年度厚生白書〕

・また、日々の生活の中では、家族との団らん、テレビ、ラジオ、盆栽、畑仕事といったことがらに楽しみを持っており、このような調査の結果は、老人の生きがいや日常生活における家族との関わりの中の暖かい雰囲気によって決定づけられることを示しており、老人の幸せを願う家族の心が、老人の幸せの基盤となっている姿を示しているとみられる。(P. 54)

・若年層が都市に流入した……これらの若年層が家庭を構成する場合、いわゆる核家族世帯となる場合が非常に多い。……このような家庭は、家族相互間のむすびつきを基盤として構成され、古い家の思想や家族制度の伝統から解放されたが、同時に孤立化し、不安定にもなった。例えば病気や事故等で家族が欠け、他のものに負担がかかると、たちまち家庭での過剰な負担となって、更に事態を悪化させ、特に幼児等の弱い成員を抱えた家族では、すぐに不安定さが顕在化してくる。しかも生活経験の浅い核家族にあっては、このような事態の適応力に乏しく、客観的にみれ

ば十分乗り切れるはずの場合でも耐えかねて、家庭が危機に陥ることが多い。

(P. 95)

### 〔昭和49年度厚生白書〕

・めまぐるしく変化する現代社会は、そうした急激な変化に順応しにくい高齢者に疎外感をもたらし、また過去において老人が家族の中で果たしてきた役割にも変化が起こっているといわれる。(P. 107)

・それまでの伝統的な直系家族的形態は、その構成が複合的であり、かつ人数も比較的多かった。そこでは良い意味でも悪い意味でも家族どうしの親密な結合が要求され、相互に補完されていた。このような家族は、核家族化の進行とともに解体が進み、その結果、家族の機能、あり方も大きく変わった。……第一に……祖父母、兄弟などと接することによる人格形成が不可能となり、逆に、父または母といったきわめて限定された人との結びつきが強くなったことである。……親による甘やかし、保護過剰、無関心、放任など、さまざまな問題を生じさせることとなった。……第二に、世帯規模の縮小と核家族化の進行は、さまざまな原因による家庭の機能の欠損ないしは崩壊をより一層容易にさせる可能性を強めたということである。……既婚婦人の職場進出は、近年ますます増加している。このような家庭では、育児、養育といった機能が不完全なものとならざるを得なくなっているが、このような機能の欠損に対しても、もはや家庭内ではそれを保管するものがいなくなっているのが現状であろう。(P. 132)

・家庭の規模の縮小とその構成の純化は、古い「家」的意識から抜けだし、夫婦の愛情と相互信頼の上に形成される新しい家庭を定着させており……それまでの家庭が一つの集団としてもっていた様々な機能をもちえなくなり、次第にその機能を縮小ないし集中させる傾向を強める。機能の縮小を、最も端的に示すのが保育の問題である。……従来は、そのほとんどが家庭内においてなされていた保育が、公的、社会的な施設などにより代替されなければ、もはや家庭のみでは十分に行えなくなっているわけである。(P. 137)



## 〔昭和50年度厚生白書〕

・これら核家族化の進行等は、家庭機能の縮小をもたらしている。すなわち、高齢者世帯の老人に対する私的扶養を、扶養義務があっても実際問題においては一般に困難にしている。また、核家族世帯の場合は、三世帯世帯に比べると一般に家庭における児童の養育機能を低いものとしているといえよう。(P.74)

・児童を健全に育成するためには……児童の基本的な生活の場である家庭が果たしている役割は非常に大きなものである。家庭における児童の養育は、近年における核家族化の進展、共働き等による家庭の機能の変化、親の養育意識の変化等により、家庭養育における種々の複雑な問題が発生している。(P.394)

・社会福祉サービスの面でも、従来のような個人の身体的、精神的及び所得上のハンディキャップに起因するものに限定する考え方から、経済・社会の変化に伴い、国民的規模で発生したともいえる新しい福祉需要に直面して、これに対応することを余儀なくされている。(P.129)

## 〔昭和51年度厚生白書〕

・総理府広報室が47年に実施した「婦人に関する意識調査」をみると、家庭の機能で最も重要なものとして、女子の49.6%が「休息、いこいの場」と考えている。……家族構成の上で「夫婦中心の家庭」と「子供中心の家庭」のどちらが望ましいかを問う項目があるが、これによると、男子では「どちらともいえない」を混じえた意見が拮抗しているのに対し、女子では夫婦のつながりよりはむしろ親と子の結び付きを強く望んでおり、「子ども中心」が望ましいと答える者40%に対し、「夫婦中心」は26%となっている。(P.79)

・老親に対しては、肉親による扶養や世話を当然と考えているものが多いものの子どもの力が及ばない場合など、社会あるいは社会保障制度などへの期待は非常に大きいものがある。(P.81)

・婦人の就業率は大勢的には依然として上昇傾向を続けており、今後とも就業構造

の変化等に伴いこの傾向は強まるものと予想される。したがって、次代を担う子供の健全育成をどういう形で実現して行くかは子ども自身や家族にとってはもちろんのこと、社会全体としても非常に重要な課題である。(P.147~P.148)

### 〔昭和53年度厚生白書〕

・一般に同居による三世帯世帯は、別居の場合に比して、家庭機能に即してみれば大きな利点を持っているといえよう。世代間の相互扶助という面からみれば、老親がまだ元気なうちにおいては子供夫婦にとって、出産、育児の手伝いや援助を期待でき、さらに就労を期待する主婦にとっては、留守番や子供の世話の一部をまかせることができる。次に老親がしだいに身体機能が衰える時期においては子ども世帯による両親の介護が期待できる。相互扶助のみならず、出産、育児調理や介護に関する生活技術の伝承という面もある。これに対して別居世帯の場合においては子ども世帯の出産、育児、老後の介護という面において著しく家庭機能が低下していることが考えられる。(P.58)

・同居という、わが国のいわば「福祉における含み資産」とも言うべき制度を生かすに際しては、少なくとも同居することが大きな経済状の負担を意味することがないよう老人に対する所得保障を充実すると共に同居を可能にする住宅等の諸条件を整えることが必要である。(P.91)

### 〔昭和54年度厚生白書〕

・夫婦を中心とする家族制度がすでに社会的にも定着し、今日の家庭生活に対する評価も昔のそれをしのいでいる状況のもとで、家庭機能のひとつの要素である「しつけ」が大きな問題となっているのである。(P.77)

・子どもが労働から解放された。農業や自営業の比率が低下し、また家族規模の縮小、家事の合理化が進んだため、子どもは労働力として期待されることが少なくなっており、進学競争のもとで、子どもは勉強さえしておればよいという親も多くな

ったといわれている。(P.96)

・核家族化と子ども数の減少、核家族化の進行に伴い、家庭の養育機能が低下し、多くの母親が、しつけなど子供の養育についての不安を持ってきている。親の関心を子ども一人ひとりに集中させ、子どもを大切にし過保護に育てる、子どもに対して親の影響が単純で直接的な働き方をする。兄弟間の関係から得られていた社会的勉強、経験の不足化、親の留守の機会が多くなり、子どもが孤独に陥る機会の増加などの傾向を生んだ。時間と金にゆとりを生じ、それを子どもに過剰に打ち込む傾向、親の子どもに対する甘やかし、過剰な期待と干渉、母親主導型父親従属型教育、子どものペット化、親子の情緒的結合の不足化などの傾向が言われている。

(P.121)

### 〔昭和55年度厚生白書〕

・第一の要因は、人口の高齢化の進行及び高度経済成長に伴う家庭機能の変化によって、社会保障に対する国民のニーズが高まったことである。(p.79)

・家庭機能の面では、1960年代に急激に進行した世帯構造の変化、すなわち、核家族世帯や単身世帯の増加、三世代同居世帯の減少によって、特に老親の扶養や児童の養育の機能が著しく後退し、公的部門がこれを補完する必要性が高まった。

高度成長時代における産業構造の転換は、労働力人口の構成を変えたばかりでなく、比較的若い労働力の地方から都会への大量の地域的移動を伴った。

家族制度の変革の影響もあって、結婚すれば親と別の生計を営む傾向が戦後徐々に強まりつつある中であって、こうした労働力の移動は、核家族世帯の増加を更に助長することになった。この結果、老齢者も将来の老齢者もかつての農村社会では通例であった同居を基礎とした子による扶養をそれほど期待できなくなり、自ら老後生活に備える必要性とともに、公的扶養の役割を高めることになった。(p.80)

・家庭の役割については、都市化や核家族化の進展、生活様式の大きな変化にもかかわらず、家庭が人間生活の最も基本的な場であり、次の世代を生み育てる場、生

活にかかわる文化を生み伝える場、高齢者や病弱者を介護し、助け合う場として国民の福祉に大きな機能を果たしていることに変わりはない。国民の意識においても家庭の占める比重は依然として大きいものがある。(P.171)

・より希少となる児童を心身共にたくましく育てるための母子保健対策や健全育成対策の重要性が高まっている。(P.423～P.424)

### 〔昭和57年度厚生白書〕

・家庭は、人間の基本的な生活の場であり、また、次の世代を担う児童を養育する場、高齢者や病弱なものを援護し相互に助け合う場、連帯意識と人間愛を育てていく場として大きな役割を果たしている。このような諸機能を持つ家庭も、核家族化の進行にみるように、その福祉機能が低下しつつあるのではないかと指摘されている。……子どもとの同居率の低下は、老人の生きがいという点からみても、老親の介護、援護、という点からみても、家庭の福祉機能の低下をもたらしている。また、子ども夫婦との同居率の低下は、女性の就労の増加もあって、従来は老親が孫の世話をすることなどにより果たされていた家庭における児童の養育機能をも低下させている。……家庭の主婦層を中心とする女性の職場進出は、児童の養育など従来家族が果たしてきた機能を低下させており、家庭外での保育に対するニーズが高まってきている。また、従来女性が家庭において果たしてきた老親等の介護機能も弱まってきた。……「カギっ子」に象徴されるように、親と子の交流の機会が少なくなる傾向を生んだ。……このような社会状況の変化を背景に、少年非行の増大、家庭内暴力の増加、覚醒剤の乱用等が目だってきている。(P.28)

### 〔昭和58年度厚生白書〕

・核家族化、家庭人員の縮小は、失業、病気などが生じた場合、家庭内で対応することを困難にしている。また、家庭における育児、老親の扶養の機能も低下するなど「家庭のふところ」が狭くなってきている。核家族は、大正、昭和の戦前期にも多くを占めており、戦後急激に増加したわけではない。……最近の特徴としては、

特に高齢者だけの世帯の増加が著しいことがあげられる。……女性雇用者の増加には……児童や老人の扶養、介護、家事など、従来家庭生活のなかで行われてきたものが、家庭外でも行われるようになったことも大きいと考えられる。経済のサービス化の進展によって、女性の労働力市場への参加の増加傾向は続くと思われるが、これは、核家族化などとあいまって家庭生活の変化（家庭の扶養機能の低下等）をもたらしているとの指摘がある。（P. 94）

・わが国の老親と子の同居率は、先に述べたように、徐々に低下しているものの、国民の多くは、親子の同居を希望している。……別居による老人の一人暮らしや老夫婦だけの世帯には、日常生活の世話や身体が不自由になったときの介護など様々な問題が内在している。また、別居によって交流が疎遠になりがちになり、これが老人の孤独感や疎外感を生むことにつながりやすいという問題もある。（P. 100）

### 〔昭和59年度厚生白書〕

・核家族化の進行、一人暮らし老人や母子世帯等の増加といった家族形態における変化は伝統的な家族のもっていた扶養機能の低下をもたらす。それにともない、福祉サービスに対するニーズは今後量的に拡大していくばかりではなく、内容的にも多様なものとなっていくと考えられる。（P. 61）

・最近における社会環境の変化、婦人の勤務形態の多様化等保育ニーズの質的变化に対して、保育サービスの内容も適切に対応していく必要がある。いわゆるベビーホテル等の無認可保育施設については、その安全面や劣悪な保育内容が大きな社会問題となった。こうした劣悪な内容の施設に対しては一層指導を強化していくとともに、保育ニーズの多様化に対応した認可保育所の受入体制の整備を図ることが必要である。このため昭和56年10月から夜間保育、延長保育特別対策等の措置が講じられてきているが、今後ともさらに受入体制を整備していくことが必要である。

近年の核家族化や都市化の進展等社会環境の変化により、社会や家庭で育児を体験的に学ぶ機会が乏しくなり、母性意識が未確立であるということや育児に対するとまどいといった事例が増加してきている。健全な母性の育成という面では、母乳

が単に乳児の栄養として優れているばかりでなく母と子の愛情を深めるという意味からも母乳育児の一層の推進をはかっていくこととしている。(P.41)

### 〔昭和60年度厚生白書〕

・家庭は、私たちの社会生活の基本であり、家庭基盤が堅固であることが幸せな生活を送るために不可欠であるが、老人の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯、母子または父子家庭の増大にみられるように、全体としては家庭基盤が脆弱な方向に向かいつつあるといえる。(P.29)

核家族化の進展、女性の就業者数の増大、離婚の増加等により子どもの成長の基盤である家庭の形態が変化しつつある。(P.32)

老人の症状や家族の介護能力等、個々の家族状況に応じたきめ細かなサービスを供給して、在宅での介護を支援していくことが求められる。(P.47)

### 〔昭和61年度厚生白書〕

・主婦の職業の増大は、育児や老人の介護等の家庭機能の面に大きな影響を及ぼししつつある。「女性は親、夫、自分と人生に3度老後をみる」といわれるが、このような主婦の就労の一般化は、女性がその大きな担い手である家事機能を外部化し、老人介護に対するニーズをますます拡大していくものと考えられる。

現在では、核家族の進展や高齢者世帯の増加等による家庭機能の低下等により、サービスの利用は所得階層を超えて拡大してきており、かつ、サービスの内容も多様化しつつある。いわば、従来の低所得者向けの選択的、画一的サービスから、普遍的・選択的サービスを求められている。(P.23)

### 〔昭和62年度厚生白書〕

・女性の社会参加の進展によって「夫についてはその妻」「妻については嫁または娘」といった従来の介護の典型的な姿が現実的なものではなくなっているということである。出生率の低下による子どもの数の減少やいわゆる核家族の進展によ

り、わが国の一世帯当たり平均世帯人員は減少を続け・・・高齢者がいわゆる大家族に支えられて生活するという状況ではなくなってきた。

子との同居世帯が減少し、高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が増加するなど家庭における介護機能は低下する傾向にあり、また、介護する家族にとって経済的、精神的、身体的に少なからぬ負担を及ぼすに至っている。このような家族の介護の負担を少しでも軽減し、高齢者の処遇を向上していくような地域における在宅支援体制を確立していくことが大きな課題となっている。

雇用就労の増加、都市化と地域社会の機能の低下、核家族化、女性の職場進出、出生率の低下など子どもと家庭を取り巻く環境は、大きく変化しつつある。この中で家庭機能は低下し、子育てに取り組む親の不安や悩みは大きく、また、いじめや登校拒否など児童の悩みも大きなものとなってきている。これらの状況に対応できるよう、総合的な家庭支援の仕組みの充実を図る必要がある。

働く女性の増大は、家事、育児、介護等の家庭機能に大きな影響を与え、女性がその大きな担い手である家事の一部を外部からのサービスに任せる、いわゆる家事機能の外部化が大きく進みつつある。社会保障の面からも、このような女性の社会進出により増大する老人や児童の社会保障ニーズへの対応が求められている。このような、世帯構造の変化や所得水準の向上、女性の職場進出の高まりといった国民生活の変容は、国民の意識や価値観を大きく変化させつつある。近年、価値観や国民意識の変化として、物質的な豊かさから精神的、文化的豊かさへの要求の高まり、仕事中心の生活から個人生活の重視、「男は仕事、女は家庭」といった伝統的な男女の役割分担意識の低下などがあげられている。(P. 14)

・高齢者世帯は増加しているが、高齢者世帯の44.9%は子どもと同一家屋や同一敷地に住んで高齢者だけが別世帯を構える「準同居」とも呼ぶべき新しい世帯の傾向もみられる。(国民生活基礎調査によれば、高齢者世帯の8.8%が子どもと準同居しており、また地価問題の影響等から大都市部ほどその割合が高い)。(P. 6)

都市化の進展やそれに伴う核家族化や単身世帯化などの家族形態の変化及び、働く主婦を一般化させた女性の社会進出の増大は、家庭における家事、育児や老人の介護等の在り方を大きく変化させ、家庭機能を外部化させつつある。(P. 39)

## 〔平成元年度厚生白書〕

・家庭は、人が生まれ、育ち、働き、老いを迎える生活の基本的な場として、子どもの養育やしつけなどの教育の機能、やすらぎやくつろぎなどの情緒的機能をはじめとして様々な機能を有するが、その姿や機能は社会や時代と共に変化してきている。……子どもがいる家族の7割が核家族世帯で……二人っ子の傾向が見られ……都市に住む家庭、共働き家庭が増加している。……老人にとっての家庭の変化は、老人だけで暮らす世帯の増加、介護者の高齢化や中高年夫婦の共働きなど、家庭で介護を行う構成員の側に変化がみられる。(P.13)

我が国の場合、老人の介護者としては家族に期待される割合が高い。(総務庁「老人の生活と意識に関する国際比較調査」1986より)

家族のなかで、実際に介護しているのは、配偶者や、同居している子の配偶者が多い。(厚生省統計情報部「国民生活基礎調査」1986) (P.24)

## 〔平成2年度厚生白書〕

・社会保障制度の充実を背景として、高齢者の扶養が私的扶養中心から社会的扶養中心になってきたことに伴い、子どもを育てることの意味は「世代間扶養を基本とする社会保障システムの担い手」を育てるという側面が強くなってきているといえ、子どもが健やかに生まれ育つための環境作りの重要性がますます高まっている。(P.100)

・女性の職場進出、就労形態の多様化にともない、出産しても働き続けたり、乳幼児期が過ぎれば再就職することを希望する女性が増えている。こうしたライフスタイルの変化にともない、子育てに関する需要も多様化してきており、父親の子育て参加を促進するとともに、社会全体で子どもを育てるという意識を醸成するため、家庭、地域、企業等国民各層の間で、子育ての重要性についての意識啓発運動を展開していく必要がある。(P.105)



### 〔平成3年度厚生白書〕

・保健医療、福祉サービスの需要が高い高齢者、特に75歳以上の後期老年人口が増加すれば、世帯構造の変化や女性の社会進出の増大による家庭の介護機能の低下とも相まって、介護や看護を中心に保健医療・福祉サービスに対する膨大な需要が新たに生じることになる。(P.17)

・出生率の低下の要因は晩婚化と未婚率の上昇 この要因として考えられるのは女性の職場進出にともない女性の経済力が向上して独身生活の魅力が増大してきたのに対して、結婚、育児に対する負担感が重くなってきた。(P.193)



#### IV 付属資料 2

家庭機能に関する国民生活白書の記述の抜  
粹



## 付属資料2 家庭機能に関する国民生活白書の記述の抜粋

### 〔昭和31年国民生活白書〕

・アパートの増加、女性の職場進出および米国のプラグマティックな文化の影響などによって、今までの日本の生活様式は簡潔化し、合理化し、機械化し、かつスピーディーなものになっている。端的に言えばおよそ無駄のない実用的な生活様式に切り換えられつつある。(p.4)

### 〔昭和34年国民生活白書〕

・戦後、生活の合理化、簡便化などの要求にともない、宏荘な住宅よりも内部の家具や什器を整え、家族員数もなるべく少なくして簡便な生活を楽しむという傾向が強まっていることも否定できない。

テレビの普及が急速に伸びているのも家庭内での娯楽が少ないことなどの影響も大きいと思われる。……テレビの購入動機についても「一家の団らんのため」が最も多く、「年寄りを楽しませるため」「子どもにせがまれて」などと家族の慰安のためが多い。(p.151)

### 〔昭和36年国民生活白書〕

・経済成長にともなって、単に消費の量的な水準が上がったというだけではなく、質的にみても内容の変化があらわれ、近代化が進んでいる。世間ではこれを消費革命とか生活革新とよんでいるが、その特徴は次の三つの点に要約される。第1は生活の洋風化、第2は家事労働の合理化、第3はレジャー消費の増大である。

家事労働合理化指標としては、都市については、電気がま、電気洗濯機、電気掃除機、電気冷蔵庫の普及率および光熱費中の電気、ガス代比率、被服費中の既製服購入費比率を、農村については電気洗濯機、電気井戸ポンプの普及率をとって地域比較を行った。(p.13)

### 〔昭和37年国民生活白書〕

・生活近代化の第2の形態は、家事労働がいかに合理化されているかという面に求められる。家事労働をできるだけ合理化するということは、単にその労働を軽減することになるだけでなく、それにより生じた余暇時間を他の労働をしたり、趣味や教養を深めたりするほか、いろいろなレジャーを楽しむためにあてることができるようになる。それだけ生活の近代化が進んでいることになる。

従来熱源としては薪炭、木炭が中心であったが、最近では手数もかかわらず衛生的なプロパンガス、石油、電気など高級な熱源がより多く消費されるようになってきた。・・・昔は生地を購入して家庭で仕立てることが多かったが、最近では高級品を除き既成品を買う傾向が強くなってきた。(p. 175～p. 176)

### 〔昭和39年国民生活白書〕

・生活内容の不均衡 国際的に日本では住宅だとか、上下水道、清掃施設、道路、通勤機関など生活の物的基礎と考えられるものが比較的遅れ、それに比べ保健、教育、文化などどちらかといえば精神的な生活面が進んでいる。・・・日本の特殊な家族制度である日本の家庭組織は長い間大家族制で・・・戦後、世帯分化が進み、人口増加率も低下して世帯人員も低下をみせ、1955年に4.97人にまでなったが、当時の西欧諸国と比べるとまだ高かった。西欧先進国では家族構成は小人数で、その移動制も高く、経済生活の機能や教育、保健など多くの機能は社会的公共的な色彩をおびている傾向がある。日本では家制度の影響は各方面に残っている。世帯人員の多いところでは、一人当りの消費の量が食料の点でも衣料の点でも節約でき、またわが国では住宅関係においても個人本位の構造になるよりも家族単位であったため、調度品や施設も共同使用的なものが多く、そうした相互扶助が相対的に低い消費水準を可能にする面があった。(p. 65)

・家族主義的な物の考え方は企業のなかに持ち込まれ、企業負担による福利厚生施設や住居施設の提供が行われたために、住居、生活環境、あるいは社会保険など企業の範囲内にとどまって公共的な広がりをおぼえる面もあった。(p. 66)

・家具什器支出急増の時期を通じて、家庭生活はたんす、ミシン、ラジオに代表される戦前的耐久消費財時代から、いわゆる5万円革命時代へ移行した。

家事労働の合理化、労働時間の短縮にともなう余暇時間の増大、さらにはまた所得水準の上昇につれてレジャー関係の消費も増大している。……レジャー消費が増大したといっても、家族ぐるみのレジャーが少なく、むしろ職域集団、地域集団のレジャーあるいはまたいわゆる社用消費と結びつく傾向が強いところに日本型レジャーの特徴がある。家族同伴旅行は平均旅行回数の3分の1にすぎない。(p. 26)

・現時点における将来の望ましい生活は、3人の子供を教育して相当な教育を受けさせ(男は4年生大学、女は高校)、和洋折衷の50~100坪の敷地で建坪20~30坪の家に住み、ラジオ、テレビ、ミシン、電気洗濯機、電気掃除機ぐらいをもった生活。(p. 148)

#### 〔昭和41年国民生活白書〕

・種々のひずみが国民生活を圧迫し、消費水準の上昇にもかかわらず、国民の不満感には根強いものがある。少年犯罪の増加 少年犯罪について、その内容をみると、享楽を追求するための衝動的なものが多く、しかも反復される傾向が強いこと、低所得家庭よりも中流以上の家庭の少年の増加率が高いこと、欠損家庭よりも両親がそろっているが、共稼ぎである家庭に多いこと、高年齢層よりも低年齢層で増加率が高く、在学非行少年が増加していること、都市部からその周辺への拡散傾向がみられることなどの特徴がみられ、少年犯罪、少年非行の問題がこの10年間に変貌しつつあることを示している。……家族制度の改革の中で老人や子供の位置が不安定になったり、……きわめて不安定な立場にある青少年に大きく影響した結果であると考えられる。(p. 58)

・近年、高齢者の割合が増加する傾向がみられ、一方、世帯の細分化も進みつつあるが、高齢者の大多数は子と同居し、その扶養を受けている。その結果、家庭内における高齢者の立場は不安定なものとなってきており、住宅水準の低さも手伝って人間関係にも問題が生じている。(P. 61)

・農業基幹従事者の女性化は、主婦に対して農業労働と家事労働という二重の労働を強いることとなり、これが、食生活の改善に手がまわりかねる一因になっていると思われるし、もう一方では主婦の健康上の問題をひき起こしている。肩こり、腰痛、手足のしびれ、息切れなどの慢性症状を訴える主婦が増大している。(p.63)

・農村地帯への企業の進出に伴い、都市近郊のみでなく平地農村でも兼業化が進み、それが一方では、所得の増大を通じて生活の向上をもたらしているが、学校から帰っても、両親が工場などに働きにでて在宅していないという、いわゆる鍵っ子が問題となっているところもある。また、宿題をやらない、よく忘れものをするなどはじめ、非行一步手前にきている子どもも少なくないといわれている。また、このこととも関連して、特に都市からの距離が遠いところにおける保育所、幼稚園の不足の問題がある。保育期間が季節的に農繁期に限られること、住居が散在しているために通園に負担がかかることなどが影響している。(p.64)

#### 〔昭和45年国民生活白書〕

・生活パターンの均質化は、従来家庭で営まれていた諸機能が社会に委譲され、家計消費において社会的な依存度を高めているという意味でも進んでいる。たとえば、都市における外食依存や家賃地代負担の増大などは、こうした動きのひとつである。このような意味における消費の社会化は、1960年代を通じてしだいに全国的に波及してきている。(p.9)

・1960年代における生活意識の変化の第1は都会的意識の浸透であり、この都会的意識の浸透がしきたりや伝統にとらわれない自由な生活をもたらしたと考えられる。都会的意識はまず、個人中心の生活観が強いという側面を持っている。社会や他人のためよりも個人を大切にしようとする意識は、国家至上主義と家族主義を軸とする伝統的価値体系が崩壊するのに伴って、若い世代を中心に全国的に広がった。・・・小世帯化の進行は、単に家族形態が変化したというだけでなく、他世帯の拘束から離れ、家庭生活における家族員の自由な個性発揮を可能にしていると思われる。(p.76)



・技術の進歩、情報化の進展、都市的環境の拡大などは、いずれも物質的な意味での国民生活を著しく豊かにしてきた。しかし、反面では、数多くの生活障害をもたらし、人間としての豊かな生活に大きな障害条件をつくりだしていることもまた事実である。(p.127)

・都市的生活パターンが一般化してくるに伴って、都市の生活環境施設に対する欲求は、大きく変化してきている。その主要なものは、核家族化、家庭婦人の職場進出、独身勤労者の増加等によって家庭の機能が縮小し社会的サービスへの依存が強まったこと、生きがいや連帯意識を求めて能動的、創造的な余暇活動、コミュニティ活動に対する欲求が増大したこと、さらに人工的な環境の拡大、住宅の狭小、高層化によって戸外生活や、自然との接触に対する欲求が強まったことなどである。

親子の価値観の相違と対話の欠如、自分の楽しみのために子を捨てる若い母親の出現や離婚の増加による家庭の崩壊、核家族化の波に取り残された孤独な老人の死といった現象が生じている。「最近是一般に親子間の信頼感がうすくなったり、子供のしつけがおろそかにされたりして嘆かわしい」30%、「最近是一般に親の注意を聞こうとしない子供が多くなって嘆かわしい」44%（総理府 「社会意識に関する世論調査」 44年）（p.144）

・また、家庭婦人の職場への進出にも著しいものがある。……この上昇に大きく寄与したのは、40～60歳層の家庭婦人であり……この年齢層の女性は末子が学齢に達していること、および家事労働の軽減等により、かなり時間的余力を持っていることが職場進出の大きな原因となっていると考えられる。家庭にこもらず、社会にでて「仕事がしたい」というものの比率が約40%もあり、女性の仕事に対する積極的な姿勢が強くあらわれている。(p.30)

・このような誘拐事件の続発は、都市化が進み、人々の連帯感がうすれて、地域の生活に関心を払わなくなってきたこととも無関係ではない。一方、これらの犯罪が、地方から大都市にでてきて大都会の中で孤立し、社会に対して反感をいだき、享楽にふけろうとする若者や中流家庭で育ったごく普通の少年などによって犯されたものであることも特徴的である。これらの最近の現象を通じていえることは、激しい

変化の時代にあつて、人々になごやかさと安らぎを与え、人間性を回復する社会的な環境を作り上げていくことが必要だ、ということである。人々の情緒を安定させ、暖かい人間関係を、家庭にも、学校や職場にも、育てていかなければならない。(p. 147)

### 〔昭和46年度国民生活白書〕

・全ての活動のなかで家庭はもっとも基本的な生活の単位である。そこでは、夫婦、親子、兄弟姉妹といったもっとも親密な絆で結ばれた家族によって居住、生計が営まれており、各個人にとって生活の本拠であるとともに、明日への活力を養ういわば人間生活の再生産の場となっている。……いまや「家庭」は、国民生活のなかにしっかりと根をおろし、人々の意識や行動のもっとも重要な基盤になるにいたつた。(p. 28)

・家庭の種々の役割に対する評価としては、「衣食住の場」「子供を生み育てる場」「夫婦の愛情を完成させる場」「いこいの場」としての評価が高い。……家庭生活の各面において、「現代の家庭の方がよくなつている」という評価がなされている。ただ「家庭のしつけ」だけは、昔の家庭の方がよいという評価も多く、現代の家庭の方がよいという評価とほぼ同じになつている点が注目される。(p. 31)

・「マイホーム主義」は社会からの逃避とみるべきではなく、さきにみたように生活に余裕が生じ始めたことを背景として、社会の複雑化に伴い今まで無視されがちであつた家庭生活をようやく積極的に評価しだした一つのあらわれとみるべきであろう。このようにして、現代の家庭は今や古い「家」意識から抜け出し、それ自体が独自の重要な機能を果たす場となつてきている。……それは夫婦の愛情と相互信頼に結ばれた最も基礎的な一つの社会集団であり、複雑化する現代社会の中にあつて、自己を回復し、精神的なよりどころを与える場としてますますその重要性を高めつつあるといえよう。(p. 33)

・このような核家族化は、単に家族の形態が変化したというだけでなく、古い伝

統的な家族制度からの解放と家庭機能の純化を通じて家庭生活における家族構成員相互の自由な個性発揮の可能性を与えるものであり、先にみたような、新しい家庭像確立の基礎をなすものである。

核家族は、その集団としての縮小と、機能の単純化の故に……何か問題が生じた場合に家庭内だけでその問題に対処し、解決を図ることがこんななことも多くなっており、ときによっては家庭崩壊におちいるといった不安定性をも内蔵している。(p. 35)

・主婦の就労により、家庭における主婦の役割——家事、育児、教育、近隣とのつきあいなど——が十分果たせなくなることからくる家庭機能の低下である。とくに問題となるのは、育児、教育の問題である。核家族化した現代の家庭では、多くの場合、このような役割を代替するものはおらず、主婦が就労した場合にはそれらは家庭外の機関、たとえば、保育園、幼稚園、学校などに依存しなければならない。そこから、いわゆる「鍵っ子」問題などが生じている。(p. 38)

・現代の家庭の変貌は、両性の平等と個人の自由や権利を尊重する新しい家庭像の定着であり、核家族化と家庭機能の純化の方向である。……しかし……古い家庭像に強い愛着を抱いている老人層にとって、新しい家庭像の定着は、一面において非常な不安感となっており古い生活慣行を維持しようとする老親と、若者との間の家庭内での対立もよくみられることである。……個人の自由や権利を尊重しようとする新しい家庭は、それを尊重するが故に、かえって、家庭としてのまとまりを失うような不安定性を持っているといえよう。また、核家族化の進展は、家庭機能を十分に果たせないような未熟な家庭を生み出す場合もある。(p. 40)

・新しい家庭像が次第にわが国の社会の中に定着していく反面、離婚や災害によって夫を失った母子家庭や核家族化によって新しい家庭から排除された老人世帯は、親、親類、さらには地域社会における相互扶助機能が弱体化した社会の中であって、きわめて困難な立場におかれているといわざるをえない。……かつて老人は、強固な「家」制度の下で晩年を保障され、子や孫に囲まれて楽しい老後の生活を送るこ

とができた。しかし戦後は、「家」制度が崩壊し、核家族化が進行すると共に扶養意識も大幅に変化し、老人の生活は非常に不安定なものとなってきた。現在老人の子供との同居率は、約8割であり、年次的にもほとんど変化がない。しかし、形態の上で親と子の同居生活が維持されてはいるが、現代の家庭に新しい家庭像が定着するに従い、意識のうえでは老親と子供夫婦はそれぞれ独立したものという考え方が浸透しており、老人扶養の機能は低下している。(p. 46)

・新しい家庭像は様々な問題をかかえつつ、それなりに現代の社会に定着しつつある。しかし、その過程において、相互扶助機能が低下してきているため、老人世帯や欠損世帯など、いわば新しい家庭からとりのこされた人々については、それぞれの有する問題がいっそう拡大してきているので、これからは、新しい家庭像定着の面だけにとらわれず、このような新しい家庭からとりのこされた人々に対して、社会保障制度の充実などにより、特に手厚い援助の手をさしのべる必要がある。(p. 48)

・平和な家庭生活を営むためには、家庭のなかにおける意見の交換や接触機会がより多く必要である。余暇活動への期待の第1位として「家族だんらん」があげられるのは、このような事情を背景として理解すべきであろう。しかしながら、人々の間には、たんに「家族のだんらん」にとどまらず、より積極的な役割を余暇に期待する傾向が強まっている。(p. 82)

### 〔昭和51年国民生活白書〕

・核家族化は進みながらもその速度は鈍化し、両親との同居傾向もある程度増えてきていることを物語っている。……つまり、この数年間新しい底流として家族の持つ老人への扶養機能には変化がみられるのである。(p. 133)

・子供がありながらも親と同居する人たちが増えていることは、住宅事情の改善もあるにせよ以上のように子供にかかる費用負担の比重が低下し、親を迎え入れるこ

とが相対的に容易になっていることを反映していると思われる。(p. 139)

・同居すると高齢世代（オールドファミリー）と若年世代（ニューファミリー）ではものの考え方や価値観も異なり、その間に対立や阻害状況がよく生じる。こうした問題は家族機能をよりよく活用してゆくためには乗り越えなければならないものである。(p. 140)

### 〔昭和54年国民生活白書〕

・暮らしのよりどころとしての家庭の重要性は空間的にも時間的にも大きいものがある。したがって個人の属している家庭の機能が円滑に働かないときには、その人は精神的にも安定が得られないことになる。わが国の家庭は、戦後の新憲法下における制度改正や、更に30年代以降の産業構造の変化や都市化の進展等急激な社会変化により、大きな変貌をとげてきた。農業就業人口が多かった時期（昭和30年で就業者の比率は38%）までは生産の機能を担った家庭は相当数あったが、その後の雇用者世帯の増大により、多くの家庭は生産機能を失っていった。また、核家族化（核家族とは、夫婦のみ、夫婦と未婚の子、及び片親と未婚の子で構成される家族を言う）によって、従来の老親による子どものしつけや文化の継承、相互扶助等の家族の機能は、親が担うようになるか、あるいは他の集団（職場や町内会またはマスコミなど）に帰属することになり、家族の機能は安らぎや子どもの生育の場等に縮小してきている。さらに、失業、病気、事故、災害等の生じた場合には、柔軟な対応ができず、家族の解体化現象にまで進むことが多くなっている。(p. 157)

・経済面では、欧米諸国に比肩しうる地位に近づいてきた今日、日常的な人間の生活の場である家庭を見直す動きが強まりつつある。(p. 158)

・家族の中で生産と消費が未分化であった時代には、家庭は家族構成員に共通の目標や課題を与え、「家」制度の下で、生産、消費、防衛、娯楽、教育、養育等の福祉追求機能を総合的に遂行していた。しかし、現在では、情報化、核家族化、共働き世帯の増加、家族構成員の行動範囲の拡大等により、個人の関心は細分化されつ

つある。一方、家庭は、生産機能を失っただけでなく、教育機能を学校に任せ、防衛機能も各家庭の代表から構成された昔の自警団、消防団は衰退して、警察署や消防署が引き受けることとなった。また娯楽機能は家庭外で家族構成員の趣味の異質性故に個々に遂行されるようになり、余すところ、家庭の機能は消費と子供の養育、愛情の授受という基本的なものを残すだけとなっている。しかも、共働き世帯の増大は、子どもの養育機能をも他の集団にゆだねる方向を示している。……家庭機能の縮小は、関心を細分化された家族構成員が、家族のみで欲求を充足させることを不可能とし、ひいては、家族に対する帰属意識を弱めたといえよう。(p. 170)

・家庭の機能が縮小した分だけ、最後に残された機能の重みが増しているということも考えられる。具体的に家族構成員を結びつける絆は弱体化したものの、本来不安定でとらえどころのない「愛情」機能は強まっているものと思われる。

しかし、一旦愛情が機能しなくなると、その他の基盤が弱いだけに、現代の家庭、特に核家族は解体しやすい。夫婦間の愛情の喪失は離婚につながる。(p. 173)

・家庭内でのしつけの問題は少年の非行や犯罪にも影響を与えていると思われる。すなわち、最近の少年の非行や犯罪は、親の欠損や家庭の貧困によるものが減少し、家庭内の人間関係が円滑でないことによるものが増えている。……学業を始めとして社会的個人的問題で挫折した場合には、家庭がそれを吸収し、暖かい人間関係を維持していない限り、子どもの生きる場は失われ、問題はより大きなものになるであろう。(p. 178)

・これらの問題を解決するためには……核家族は様々な外部集団と機能的に密接な関連を保ちつつ成りたっているものであり、その関係が円滑なものでなければならぬ。……都市化の進んだ地域においては地域コミュニティが、地域の全住民を巻き込んだ村落共同体のような形で成立することはほとんど不可能といってよいだろう。そこでまず、目的機能のはっきりした種々の集団が地域で成り立つような基盤を設け、個人や家庭がそれぞれのニーズに応じて……各種集団に選択的に加入することが必要となってくる。それら集団を形成するのが同一地域内の人々であれば、そこから、地域社会を快適なものとする住民意識を引き出し、地域社会に家庭の補完

機能をもたせることが可能となろう。(p.181)

・家庭は空間的にも時間的にも我々の暮らしのよりどころである。しかしながら、産業化、核家族化の進展のなかで子どもや夫婦の意識と実態にも変化がみられ、家族の機能は縮小し、家族の絆も弱まってきている。このため安らぎのある家族が一層求められるようになってきているが、その方途としては住宅の質的向上、ゆとりのある時間の確保などとともに、家庭の機能を補完するような地域社会における相互補助のための環境づくりが必要である。(p.6)

### 〔昭和58年国民生活白書〕

・国民生活の質的変化を中期的にみると、「社会指標（経済企画庁試算）」の10の分野のうち「家族」の分野のみ、離婚率や少年犯罪発生率の増加などによりほぼ一貫して低下していることが注目される。家族についてはその出発点を形成し、核となる「夫婦」、人間として誕生し、成長を誰もが体験する「子ども」、生活し生存する限り必ず到達する「高年齢者」のそれぞれに問題が生じている。そのため家族をめぐる経済社会環境の変化などとあいまって家族に対する社会的関心も著しく高まっている。(p.2)

・人間の社会と生活の中で、「家族」の果たす役割は非常に大きい。家族は婚姻や血縁をもとにして構成される社会の最も基本的な要素であるとともに、「寝食等生活の基本的行動の本拠としての家庭を形成し、構成員に安らぎを与え、あるいは子どもを育てていくという重要な機能をはたしている。そして国民の意識面でも、家族は生活上重要なものとして位置づけられている。(p.110)

・血縁は生きている限り切ることのできないつながりであり、このような血縁を主として結ばれる家族の絆は、とりわけ堅固なものと考えられている。そして、この家族は、社会の基礎的な構成要素として、種族保持を中心とした生殖機能、生産、消費等の経済機能、子育て等のしつけ・養育機能のほか、家族構成員の安らぎを含む相互扶助機能等を有している。(p.118)

・洗濯機、掃除機などの家庭電化製品の普及や調理食品やクリーニングといった家事労働を代替するようなサービス供給の増大など日常生活を営む上での環境は家庭の内外で大きく変化してきている。このような家事労働の変化に加えて、就業などに代表される女性の社会参加の増大と男女平等意識の高揚など家庭における役割分担を変えていく要因は強くなっていると思われる。(p.168)

・子どもの存在もさることながら、むしろ夫婦の会話が十分になされる条件の有無が安定した家庭生活を営む大きな心理的要件となっているとみられる。家族が夫婦中心へ、また個人中心へ移っている姿を読みとることができよう。(p.209)

就業する際には、家庭生活との両立を重視するものが多いことから、勤務時間と家事や育児時間をどう調整できるかが問題であり、妻、主婦の就業と家庭生活の両立の条件が問われている。そして共働き家庭では、夫の家事育児参加が未熟で妻に多大の負担感や不平等感をもたらしていると思われる。

また、日本の男性、夫には依然として固定分業感が強く意識、行動両面において変化しつつある女性・妻とのギャップが生じてきている。(p.328)

・弱体化が懸念されている家族の持つ様々な機能の活性化を図ることが必要である。特に青少年に関する最近の社会問題や高齢者問題に対しては、家庭におけるしつけ・養育機能、あるいは地域との連帯も含めた相互扶助機能を充実し、また先人から受け継がれてきた文化や生活知識の伝承機能などを新たな視点から見直していくことが重要であろう。

家族の構成員がそれぞれの役割に応じて責任ある態度で家族の意義や役割の再認識を進めることが必要である。この認識に基づき個々の家庭が個性ある生活を作りだし、自立自助の努力を惜しむことなく生活の質的向上を実現させることによって、精神的、肉体的な緊張や疲労から解放される安らぎの場とすることが求められているといえよう。(p.360)

### 〔昭和59年国民生活白書〕

・核家族が多くなったこと……離婚の増加が母子・父子世帯数の増加に大きく影響していること……仕事を持つ母親が増加したこと……のような家族形態の変化のな



かで、父親、母親それぞれが家庭のなかで果たす役割が変化するなど家庭機能も変化してきている。このような変化に家庭教育が必ずしも十分に対応しきれていない面もあるように思われる。

非行少年と一般少年についてその家庭的背景を比較してみると、非行少年は一般に両親との交流が乏しかったり、家庭の関係が円滑でないという特徴を示し……近年、親は家庭教育について自信を喪失しているといわれている。

かつては家族制度を中心として、家族などで高齢者を扶養するという私的扶養も可能であったが、長男長女時代を迎え核家族化が進行している今日においては、私的扶養だけに依存することは現実的でなくなっている。そこで現役世代と老齢世代の社会的な助け合いの仕組みである公的年金制度が果たす役割は、老後の生活設計の基盤としてますます重要となってきた。

余暇時間の増大 子どもの数の減少は、子育て期間の短縮をもたらしており、生涯を通じて主婦の余暇時間を増加させているといえよう。・・・近年における家庭電気製品の普及は、家事労働の省略化をもたらし、一日の生活時間内での余暇時間を増加させている。

社会活動が活発化した背景には所得、余暇時間の増大と高学歴化とともに家族の変化や高齢化があげられる。都市化の進展は、地域における人間的なつながりを希薄化させている。また、近年の社会構造の変化や高齢化は、核家族や一人暮らしの老人を増加させている。一方、女性の職場進出などによっても家庭の機能が変わってきている。このような中で、従来にも増して、地域や家庭の機能に対する要求が社会参加活動を活発にする要因となっている。(p. 179)

## 〔昭和61年国民生活白書〕

・電子レンジ、自動食器洗い器等が注目を集めている。家事労働を軽減化、短縮化させるようなサービスを付加した商品も伸びている。例えば調理食品費の食料費に占める割合は着実に上昇しており、その一つである即席めん(生産量は、スナックめん(いわゆるカップ入りめん)を中心に伸びている。このほか、最近では主婦の代わりに買物や掃除をする家事代行業もみられるようになっている。

このような手軽さ志向とは逆に、あえて手間をかけようとする行動もみられる。

例えば、日常使う住関係用品等を、木材などを購入して自らの手で作るDIY (do it yourself) が行動として定着してきつつあり、その道具、材料を中心に販売しているホームセンターの売上は堅調に伸びている。また、セーターなどの手編志向も根強く、毛糸の購入数量は昭和50年代半ば以降、それまでの低下傾向から上昇に転じている。このほかにも、手の込んだ本格的な料理を作ろうとする傾向も男女を問わず見受けられるなど、手間をかけて何かを作るという行動が多くみられるようになった。(p. 82)

・各国の家族観を比較してみると大きな差のあることがわかる。両親と子供夫婦の同居について反対であるという比率が欧米では極めて高いのに対し、日本、韓国では同居容認が8割と高い。子供の数について日本は3人以上を望む比率が高いが諸外国では2人以下を望む比率が高い。

家庭のなかでの母と子の相互理解について諸外国と比較してみると、日本は、相互理解していると思っている割合が最も低い。(p. 161)

### 〔昭和62年国民生活白書〕

・核家族化や世帯規模の縮小などを背景に、病人や高齢者の世話をするという家庭機能の外部化が進んでおり、そのうえ長寿化にともない、万一、ねたきりや老人性痴呆症になった場合、介護費用等の特別の支出が小さくないことから、近年、本格的な高齢化社会の到来に向けて、老後生活に備えて金融資産を蓄積するという意識が高まっている。長寿化、高齢化の進展による将来不安の増大は、消費を抑制し、豊かな消費生活を妨げる一因にもなる。(p. 154)

・元来、子供を育て、教育訓練するといったことの多くは、家庭の中で自己完結的に行われていた。しかし、核家族の進展、世帯規模の縮小、女性のライフスタイルの変化等の家族形態の変化の中で家庭の機能が変化している。こうした変化に、家庭教育は必ずしも十分対応しきれていない面もあるように思われる。(p. 155)

・家庭の教育機能には問題があるが、その原因は家族形態等の変化にあるというよ

りは、新しい家族形態に対応した人的資産育成の方法が未熟な点にあると思われる。家庭は学校、社会と並ぶ人的資産育成の場であり、人的資産の基盤となる部分の形成を担う。このため、家庭は少なくとも乳幼児期の親と子の基本的な信頼関係（親子の絆）を形成し、基本的な生活習慣を身につけるためのしつけを行うことが大切である。（p. 121）

・個人の個性を重視した教育を通じて多様な人的資産の育成がなされ、各人が生きがいのある暮らしができることが望ましいあり方であろう。また、これは多様な人材を必要とする社会の要請に応えるという観点からも重要であると思われる。（p. 125）

・子供に対するしつけについて欧米と比較すると、どの国でも子供自信の規律に関することが上位を占めているが、寛容性という多様性を認めるしつけと考えられるものの順位で、欧米との差異がみられる。・・・わが国では家庭教育において多様な個性的考えを認める価値観の育成が不十分であることがうかがえる。これについては、親の価値観が画一化していることが、このような子供のしつけとして現れている面も考えられる。（p. 164）

・男女を問わず持てる能力を十分発揮し、男女がともに、家庭や社会を支えていくような人的資産の育成をすることである。「男は仕事、女は家庭」とか、女子は補助労働力といったこれまでの画一的観念は、家庭教育で子供の個性を伸ばすことを難しくしたり、社会における女子労働力の有効的活用の障害となっている。一方先にみたようにこうした観念の変化を含め家族機能は変化しており、夫婦がその役割を固定的なものにせず協力して対処するなど、家庭機能の変化に対応した人的資産育成の方法を構築していくことが必要である。（p. 169）

### 〔平成元年国民生活白書〕

・女性の職場進出にともなう生活時間の変化を有業主婦と専業主婦の生活時間の比較の中でみると、有業主婦は仕事を持つ分、家事など（家事・育児・買物）と合わ

せた拘束時間が長くなる一方、自由時間は短く、睡眠時間も短い。このような働く妻への夫の協力を、共働き世帯と夫片働き世帯の夫の生活時間の比較の中でみると、共働き世帯の夫の家事時間は夫片働き世帯の夫のそれとほとんど変わらず、特段、妻への協力はみられない。時間に余裕のできる日曜日でも同様の結果になっている。(p. 118)

・有業、無業に係わらず6歳未満の子供が増えるにつれ、当然のことながら育児を中心に家事などの時間は増えているが、専業主婦の場合は同居世帯の方が核家族よりも家事などの時間は長くなっている。他方、有業主婦の場合は同居世帯の方で家事などの時間が短く、仕事時間が長くなっており、同居している親による家事の肩代りがあることがうかがわれる。(p. 119)

・要介護老人を抱える家庭の妻は、外へでて働ける時間が少なく、家庭内で拘束される時間が長くなっている。共働きや高齢者介護の問題は、近い将来さらに社会的広がりを見せると考えられるが、現状では家庭内における妻の生活時間を拘束することにより個別家庭内での対応に委ねられている場合が多い。その影響の大きさを考えると、今後、家庭内におけるワークシェアリングを検討するとともに、社会的な支援システムをさらに充実する必要がある。(p. 120)

・多くの男性が一家の生活を支えるために仕事に打ち込んでおり、家事・育児は妻にまかせきりである。また、平日は労働時間の長さから家事をする余裕もなさそうである。一方、女性も、家族形成期には家族のことが再優先であり、家事・育児に忙しいが、共働きの妻の中には一家を支えている意識の強い人も多く、また、若い妻ほど家事分担については妻がするものとは必ずしも思っておらず、不満が多いと思われる。……中年になっても夫の労働時間は相変わらず長く、夫婦のスレ違いが生じている。すなわち、育児が終わり、自由時間が増加した妻の行動は、夫に向かわず、地域、友人に向かっている。(p. 162)

・ゆとりのための対応；男性については労働時間の短縮の実現等を通して現在の働き過ぎの状況から解放して、自由時間を活用するための基礎を養うために幅広い自由時間活動の選択を与えることが重要である。……これは、夫の家事・育児・教育

・老親介護への積極的参加への可能性を作り出す。このことが女性についても、家庭内の問題を一身に引き受けているという意識から解放し、物理的・精神的ゆとりを生み出すことになろう。女性についても将来に備えた自由時間活用能力の向上が期待できるであろう。夫婦双方にゆとりが生ずることにより、家族関係の充実につながる形での自由時間活動も期待できる。(p. 205)

・これまで働きにでていた夫が休みをとり家庭で過ごす時間が多くなると、家族と接する時間が増加する。これがよい方向に進めば「家族のきずな」を深めることになり、将来に向けて堅固な家族関係を構築することになる。しかし、現実にはすでに現在の生活時間配分の中で家族の個別文化が進んでいる事例も多く見受けられ、そうした場合には夫の自由時間の拡大は家族にとって厄介な問題を引き起こすことにもなりかねないのである。(p. 207)

・こうしたライフステージ別の自由時間に関するものの見方の中で、家族のあり方を見直す必要がでてくるであろう。現在女性は育児期には家庭内のやりくりを任せられ家事に追われる中で、なかなか自由時間を有効に活用する機会を確保できないでいる。仮にできたとしても夫とはすれ違う方向で自由時間を活用するケースも多く、家族の安定性という観点からはこうした問題を検討する必要がある。また、女性が社会にでた場合には、仕事による拘束がある一方で家事もこなすことが期待され、女性の負担はかなりのものとなる。(p. 210)

### 〔平成3年国民生活白書〕

・「家事・育児は妻、生活費を得るのは夫」といった夫婦の役割分担意識がわが国では強い。これにわが国の長い労働時間が加わって夫の家庭滞在時間が短くなった結果、夫婦関係が希薄となり、逆に親子関係とくに母子関係が密なるものとなっている面もみられる。この母親・子供対父親といった構図が「単身赴任も仕方ない」という意識の背景の一つになっているとも考えられる。(p. 171)

・所得上昇や昇進などを主たる目標として職業生活に専念する働き盛りの男性の生活は、個人生活、社会・地域生活にしわ寄せすると同時に、家事、育児、介護を行う女性にもしわ寄せしてきたといえる。……労働時間の短縮が重要である。……主

として女性に担われてきた地域・社会活動に壮年の男性の参加を得ることが、これらの活動の社会的重要度、認知度を高めると同時に、男女共生社会実現の一步となる。また家庭生活に責任を持って参加する男性のゆとりは乳児の養育、子女の教育、高齢者の介護にも大きな変化をもたらすことが期待される。少子時代の高齢者介護、一層の少産化傾向に対処するには、こうした変化がきわめて有効である。(p.286)

### 〔平成4年国民生活白書〕

- ・当庁「平成4年度国民生活選好度調査」をみると、20、30代の独身者、有配偶者双方ともに「精神的やすらぎの場が得られる」を挙げる人が多いが、男女ともに1割程度有配偶者の割合が高い。独身者が考えている以上に結婚は精神的なやすらぎの場になっているといえよう。(p.45)
- ・結婚の経済的必要性や、結婚すれば社会的に認められるといった意識は低下する一方、結婚によってやすらぎの場が得られることなど精神的な面を重視する傾向へと人々の意識は変わってきている。(p.60)
- ・女性、特に主婦の就業率が高まった背景には、家事省力型の耐久消費財の普及率が昭和三十年代後半から急激に高まり、主婦の家事労働が時間的、質的に軽減され、ゆとりができたことが挙げられる。(p.80)
- ・高度経済成長期の急激な経済社会環境の変化は家族形態と家族観に大きな影響を与えた。雇用者世帯が増えたことで家族は次第に生産活動の意味が薄れ、生活の単位となっていった。すなわち、夫は雇用労働者として外で働き、妻は家庭内で育児・家事を行うという性別による分業が一般化し、家庭において子どもを生み育てることはそれ自体が目的になった。(p.81)
- ・紙おむつや粉ミルク、離乳食などの人口栄養が普及し、育児の負担はかつてより大幅に軽減されたと思われるが、核家族化がすすんだことでかつてのように同居の祖父母に面倒みてもらったり、年長の子供が下の子供の世話をするということが少

なくなったことで家庭の主婦一人に育児の負担がかかっていると思われる。家事省力型の耐久消費財の普及等により家事労働は軽減されてきたが、育児は省力化できない部分が多く、家庭の育児機能は依然として大きいようである。(p. 88)

・こうした女性の職場進出との関係で出産・育児と並び家庭での老人や病人の介護の問題も重要である。高齢者の介護においては、家族は重要な役割をはたしているが、地域や社会の取り組みなしに家族のみで介護を行っていくことは困難な場合が多い。(p. 98)

少子化を背景とした今後の家庭は、個人の自立、個人の尊重を基本とし、ともに生活を営むパートナーとの関係をより大切にしつつ、社会との連携や制度的支援により子どもを生み育てる場としての機能をはたし続けるであろう。……親が元気な時期は互いに独立しながらも、家事や育児の面等で親世代に助けをもらい、親の方が世話や介護を必要とするようになると子どもが中心となって面倒をみるという姿が望まれているものと思われる。少子化から、長男・長女結婚が増えると思われるが今後もこうした近居・同居志向は続くものとみられる。(p. 221)

・家族は急激な変容を遂げ多様化してきており、個人の選択とそれに基づくそれぞれの家族の形が尊重されることが大切である。そして、家族の形が多様化しても家族が社会の重要な構成要素であることは時代を超えて変わりはないだろう。家族は基本的には、夫婦の愛情の場であるとともに、生計をたて子どもを養育する場であり、親と子の交流、助け合いの場であろう。(p. 309)





## V 付属资料 3

厚生白書、国民生活白書に使用されている統計データ等



## 付属資料3 厚生白書、国民生活白書に使用されている統計データ等

〔厚生白書に使用されている統計データ等〕

### 昭和33年

- ・高齢者の有無別、稼働、非稼働別4人世帯収入 昭和31年4月  
厚生省統計調査部「社会保障生活実態調査」
- ・高齢者の有無別、4人世帯消費支出 昭和31年4月  
総理府統計局「就業構造基本調査」

### 昭和36年

- ・各国における有配偶女子労働力人口  
国際労働事務局調べ
- ・地域別にみた家族形態の構成  
厚生省統計調査部「高齢者調査報告」

### 昭和39年

- ・基本世帯の推移  
厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」
- ・世帯人員別世帯数  
総理府統計局「国勢調査」
- ・農業県と6大都府県の年齢グループ別女子労働力率の比較  
総理府統計局「昭和37年就業構造基本調査」

### 昭和45年

- ・高齢者の有配偶率
- ・同居の配偶者の有無別にみた健康状況
- ・子と別居している高齢者の親子の交流状況
- ・高齢者の子との同居・別居の状況  
厚生省統計調査部「国民生活実態調査」
- ・高齢者世帯の推移  
厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」

## 昭和46年

- ・しつけに関する妻の夫に対する注文
- ・しつけの今昔  
総理府「子供のしつけなどに関する母親の意識」
- ・年齢別にみた就学前の児童の保育状況  
厚生省統計調査部「国民生活実態調査(45)年」総理府「国勢調査(45)年」
- ・1世帯当たり平均世帯人員数の推移（普通世帯）
- ・核家族世帯の割合の推移  
総理府「国勢調査」
- ・かぎっ子の母親の生活時間  
総理府「かぎっ子の実態と対策に関する研究」43年
- ・母親の就労による子供への影響度  
総理府「既婚婦人の就労に関する世論調査」46年
- ・父と子の話し合い  
東京都「中学生・高校生の家庭生活」44年
- ・放課後保護者帰宅までの児童の状態  
神奈川県「留守家庭児童・生徒調査結果報告書」43年

## 昭和51年

- ・生活できない老人の被扶養状況  
厚生省社会局「老人実態調査」48年
- ・老人の楽しみや生きがい  
総理府広報室「老人問題に関する世論調査」48年
- ・配偶関係別の現在の不安  
総理府「婦人に関する意識調査」47年

## 昭和54年

- ・家族類型の変化  
総理府統計局「国勢調査」
- ・世帯構成別にみた保育状況
- ・妻の年齢別にみた子供についての意見  
厚生省統計情報部「45年度人口動態社会経済面調査報告（出生）」
- ・家族形成段階別夫婦の生活行動時間  
総理府統計局「家族形成段階別の生活行動」
- ・子供のころの家庭生活と今日の家庭生活の比較
- ・夫婦の役割について  
経済企画庁「家庭生活に関する調査報告書－新しい家族と家庭」
- ・子供のしつけについて気になること

- ・ 学校における「しつけ」について  
共同通信社、日本世論調査会「親と家庭の在り方に関する世論調査」52年
- ・ 育児知識の入手先  
内閣総理大臣官房広報室「婦人に関する世論調査」51年
- ・ 育児書の利用状況  
日本総合愛育研究所「大都市に住む母親についての調査」
- ・ お父さんやお母さんからよく注意されることから
- ・ 子供からみた親のしつけ  
総理府青少年対策本部「家庭と青少年調査」52年
- ・ 少年の父母の欠損率  
総理府青少年対策本部調査 52年
- ・ 主要刑法犯少年等の人口比の年次推移  
警察庁調べ
- ・ 集団保育について母親の考え方  
厚生省児童家庭局「保育需要実態調査」52年
- ・ 児童を保育所に預けたい理由  
東京都「児童の養育状況調査」49年

## 昭和57年

- ・ 親子同居の肯定（国際比較）  
1980年国際価値会議事務局「13ヵ国価値観調査データ・ブック」
- ・ 家族との同居の状況（国際比較）  
総理府「老人の生活と意識に関する国際比較調査」56年
- ・ 女性の就労の増加  
総理府「労働力調査年報」
- ・ 我が国の子との同居率の推移  
厚生省統計情報部「高齢者実態調査報告書」  
厚生省統計情報部「昭和43年高年者実態調査報告」  
厚生省社会局「老人実態調査」  
厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」

## 昭和58年

- ・ 世帯構造別にみた世帯数の推移
- ・ 65歳以上の者のいる世帯の構造の推移  
厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」

## 昭和62年

- ・女子就業者の推移  
総務庁統計局「労働力調査」
- ・子供との同居意識  
厚生省政策課「実年に関する有識者調査」62年  
厚生省統計情報部「国民生活基礎調査」61年

## 昭和63年

- ・年齢階級別女子雇用者率  
総務庁統計局「国勢調査」
- ・有配偶女子の就業状況  
総務庁統計局「労働力調査」

## 平成元年

- ・18歳未満の親族のいる世帯における世帯類型別世帯数の推移
- ・65歳以上の親族のいる世帯における世帯類型別世帯数の推移
- ・都市に住む世帯数と町村に住む世帯数の推移
- ・年齢階級別女子雇用者率の推移
- ・共働き世帯の割合
- ・年齢別高齢者の同居率の推移  
総務庁統計局「国勢調査」
- ・子ども数別世帯数の割合の推移
- ・65歳以上のねたきり者の主たる介護者 61年
- ・年齢別同居している主たる介護者 61年  
厚生省統計情報部「国民生活基礎調査」
- ・夫婦が生涯に生んだ子ども数の推移  
総務庁統計局「国勢調査」、厚生省人口問題研究所「出産力調査」
- ・近所付き合いの程度  
総理府「社会意識に関する世論調査」
- ・パートタイム労働者の雇用者総数に占める割合  
総務庁統計局「就業構造基本調査報告」62年
- ・老後生活に対する不安感  
総務庁「長寿社会における男女別の意識の傾向に関する調査」平成元年

## 平成2年

- ・ねたきり老人の出現率  
厚生省統計情報部「平成元年国民生活基礎調査」

- ・ 出生数及び合計特殊出生率の推移  
厚生省統計情報部「人口動態統計」
- ・ 年齢階級別にみた未婚率の推移  
総務庁「国勢調査」  
総務庁「労働力調査」

## 平成 3 年

- ・ シルバーサービスの利用意向調査  
愛知県、名古屋市共同調査「シルバーサービスに関する調査報告書」  
(昭和63年)
- ・ 出生数及び合計特殊出生率の推移  
厚生省統計情報部「人口動態統計」
- ・ 年齢階級別にみた未婚率の推移  
総務庁「国勢調査」

## 平成 4 年

- ・ 出生数及び合計特殊出生率の推移  
厚生省統計情報部「人口動態統計」
- ・ 年齢階級別にみた未婚率の推移  
総務庁「国勢調査」

(国民生活白書に使用されている統計データ等)

## 昭和 3 4 年

- ・ 耐久消費財普及率(都市、農村別)
- ・ 所得階層別主要耐久消費財の普及率  
経済企画庁「消費者動向予測調査」
- ・ テレビの購入動機  
文部省社会教育局「テレビジョン影響調査」
- ・ 女子の配偶関係別就業者の推移  
総理府統計局「労働力調査」

## 昭和 3 6 年

- ・ 洋風化指標  
総理府統計局「全国消費実態調査」

## 昭和37年

- ・家事労働合理化指標の動向  
総理府「家計調査」  
経済企画庁「消費者動向予測調査」

## 昭和41年

- ・親と同居の有無と同居の希望  
内閣総理大臣官房広報室「老人福祉に関する世論調査」41年
- ・農業基幹従事者の女性比  
1960年世界農林業センサス  
1965年中間農業センサス
- ・貯蓄の目的  
貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」41年

## 昭和45年

- ・消費の社会化  
総理府統計局「家計調査」
- ・年齢階級別女子雇用者構成比  
総理府統計局「労働力調査」
- ・有配偶女子労働者の就業の理由  
労働省「既婚女子労働者に関する調査」
- ・家庭婦人の時刻別家事の割合の変化  
NHK「国民生活時間調査」
- ・一番大切な生活領域  
総理府「青少年問題研究調査報告書」44年
- ・世代構成の変化  
総理府「国勢調査」
- ・貯蓄の目的  
貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」44年

## 昭和46年

- ・現代の家庭の役割の評価  
日本地域開発センター「生活の価値観」44年
- ・家庭生活の評価  
総理府「家庭生活意識に関する世論調査」41年
- ・親族世帯の推移  
総理府「国勢調査」



- ・主婦の就労に対する夫の態度  
日本家庭生活問題研究所「母親の就業と家庭の健全性に対する基礎研究」42
- ・地域別にみた結婚の形態および結婚を決めた状況  
厚生省「人口動態（婚姻）社会経済面調査」41年
- ・離婚の理由の延数  
厚生省「人口動態（離婚）社会経済面調査」43年
- ・老後生活についての責任度合い  
総理府「国民生活に関する世論調査」
- ・老後の生活についての意識の変化  
毎日新聞社人口問題調査会「全国家族計画調査」
- ・老後の生活維持状況  
厚生省「高齢者実態調査」  
国民生活研究所「日本人の生活意識」43年

## 昭和51年

- ・家族類型別世帯数の推移  
総理府統計局「国勢調査」
- ・老人の同居、別居の意向  
厚生省「老人実態調査」48年  
総理府老人対策室「老後の生活設計に関する研究」50年
- ・子供の養・教育、親の扶養に関する変化  
総理府統計局「家計調査報告」
- ・ニューファミリーとオールドファミリーとの意識の比較  
総理府「国民生活に関する世論調査」  
貯蓄増強委員会「貯蓄に関する世論調査」

## 昭和54年

- ・母親の就労についての意識  
総理府広報室「家庭生活意識に関する世論調査」41年  
経済企画庁「家庭生活に関する調査」53年
- ・子どもの頃と今の家庭生活の比較  
経済企画庁「家庭生活に関する調査」53年  
総理府広報室「家庭生活意識に関する世論調査」41年
- ・老後における同居希望  
総理府広報室「家族法に関する世論調査」43年  
経済企画庁「家庭生活に関する調査」53年
- ・老人の家庭内での役割は多い  
総理府老人対策室「老人の社会参加に関する調査」53年

- ・家庭のしつけに対する子どもの意識  
日本青少年研究所、アメリカ児童科学財団「日米小学生調査報告」53年
- ・児童養育費の負担感が高い  
厚生省「児童手当制度に関する世論調査」52年

## 昭和58年

- ・日頃の生活で充実感感じるとき  
総理府広報室「国民生活に関する世論調査」58年
- ・個人にとって重要な領域  
経済企画庁「国民生活選好度調査」56年
- ・女性に増える結婚を望まない者
- ・女性の結婚についての考え  
「男は仕事、女は家庭」という考え方  
総理府広報室「婦人に関する世論調査」54年
- ・減少の一途をたどる見合結婚
- ・子供数の理想は3人、予定は2人とする割合が高い
- ・子供数の減少の理由は子育てにお金がかかるから  
厚生省「第8次出産力調査」57年
- ・結婚生活期間別離婚件数の変化  
厚生省「人口動態統計」
- ・離婚に際して渡した財産や金銭の額  
厚生省「人口動態社会経済面調査（離婚）」53年
- ・男の役割、女の役割  
経済企画庁「家庭生活に関する世論調査」54年
- ・女性の結婚後の生活の考え方
- ・我国は欧米に比べ、主として夫や家族全員で家事をする割合が低い
- ・全体的な実権は夫が、財布のひもは妻が握っている  
総理府婦人問題担当室「婦人問題に関する国際比較調査」57年
- ・女性の就業についての考えには男女に大きな差がある  
総理府広報室「勤労意識に関する世論調査」57年
- ・母親の就業で困ることの有無とその内容
- ・子供のしつけは学校や社会よりも家庭が中心  
総理府青少年対策本部「青少年と家庭に関する国際比較調査」56年
- ・子供の手伝いの内容  
総理府青少年対策本部「国際児童年記念調査」54年
- ・対話と父親の態度  
総理府青少年対策本部「青少年の連帯感などに関する調査」56年
- ・管理職での家族そろってする夕食の回数は少ない  
総理府広報室「父親の意識に関する世論調査」57年

- ・老後は子供と同居した方がよいと考える理由  
総理府広報室「社会福祉に関する世論調査」57年
- ・介護者の性別でみた被介護者  
全国社会福祉協議会「老人介護の実態」54年
- ・経験のある介護の割合
- ・寝たきりの高齢者を抱える世帯に対する望ましい援助項目
- ・家族以外の人介護を利用したくない理由  
総理府老人対策室「老後の生活と介護に関する調査」56年
- ・老後における子供や孫とのつきあいの希望
- ・老親との同居に関する意識  
総理府老人対策室「老人の生活と意識に関する国際比較調査」57年
- ・多様な同居形態についての考え方  
総理府広報室「家庭基盤の充実にに関する世論調査」54年

## 昭和59年

- ・理想とする子供数まで子供を生まない理由  
厚生省「出産力調査」
- ・子供一人当たりの教育費支出の推移  
文部省「保護者が支出した教育費調査」「学生生活調査」「学校基本調査」  
57年
- ・大学生の学生生活費は親の負担によるところが大きい  
総務庁「青少年と家庭に関する国際比較調査」56年
- ・若者と高年齢者で多い余暇時間  
総務庁「社会生活基本調査」56年

## 昭和61年

- ・手軽さ志向 食料費に占める調理食品費の割合  
総務庁「家計調査」
- ・高い耐久消費財の普及率  
経済企画庁「消費動向調査」
- ・国によって異なる家族観  
1980年国際価値会議事務局「13カ国価値観調査データブック」
- ・母と子の相互理解  
総務庁青少年対策本部「国際比較日本の子供と母親」

## 昭和62年

- ・非行少年の家庭的背景

- ・ 総務庁「低年齢非行少年に関する研究調査」61年
- ・ 変化する男女の役割分担意識
  - ・ 総理府「婦人に関する世論調査」
- ・ 老後不安の高まりと老後の生活費への備え
  - ・ 総理府広報室「老人福祉サービスに関する世論調査」61年
- ・ 多様な考えを認める価値観の育成は不十分
  - ・ 余暇開発センター「日米欧価値観調査」58年

## 平成元年

- ・ 共働き世帯の妻で長い拘束時間
- ・ 家事時間が短い同居世帯の有業主婦
  - ・ 総務庁「社会生活基本調査」61年
- ・ 今後重視したいことについては生活のよりどころにしている
- ・ 時間的ゆとりのある人は相手も多様化
  - ・ 経済企画庁「平成元年度国民生活選好度調査」

## 平成3年

- ・ 結婚年齢が高く、出生率が低い東京都
  - ・ 厚生省「人口動態統計」
- ・ 結婚しない東京都の男女
  - ・ 総務庁「国勢調査」
- ・ 結婚観が大きく変化した東京の男女
  - ・ 総理府「女性に関する世論調査」平成2年
  - ・ 総理府「婦人に関する世論調査」54年
- ・ 昔ながらのコミュニティとしての機能を隣近所に求めている人が多い東京
  - ・ 総理府「家庭と地域の教育力に関する調査」63年
- ・ 自由時間が長い子育て期の地方の男性、地域差の少ない女性の家事時間
  - ・ 総務庁「社会生活基本調査」

## 平成4年

- ・ 高齢者の子供との同居・別居の状況
  - ・ 厚生省「国民生活基礎調査」
- ・ 結婚志向に変化はない
  - ・ 厚生省「第8次出産力調査」（昭和57年）
  - ・ 厚生省「第9次出産力調査」（昭和62年）
  - ・ 厚生省「人口問題に関する意識調査」（平成2年）
- ・ 相手の重視する条件についての予想と実態のずれは大きい

- ・結婚生活は安らぎの場
- ・若い人ほど精神的な安らぎを結婚に求めている
- ・女性に重い結婚後の行動の制約
- ・性別・年代で違う男女の役割意識
- ・家事分担－夫の担当は「子供のしつけ」と「家計の管理」
- ・家事はやはり「妻中心」
- ・主婦の就業－「子育て・家事」への影響が大きいと考えている
- ・若い世代は親と近居、高齢者は同居大家族を望んでいる  
経済企画庁「平成4年度国民生活選好度調査」
- ・一人暮らしの人は結婚すると経済的にプラス  
総務庁「全国消費実態調査」
- ・便利になった単身生活  
総務庁「小売物価統計」 労働省「賃金構造基本調査」
- ・長年連れ添った夫婦の離婚が増加している  
厚生省「人口動態統計」
- ・家事省力化型耐久消費財の普及率  
経済企画庁「消費動向調査」
- ・家事時間は20年で39分間の短縮
- ・30歳代の主婦の生活時間
- ・育児時間は増加傾向  
NHK「国民生活時間調査」
- ・女性にとって大きい介護の負担  
東京都「高齢者の生活実態」（平成2年）
- ・家庭には情緒を求めている  
総理府「女性の暮らしと仕事に関する世論調査」（平成3年）  
地域ブロック別にみた高齢者世帯の準同居の状況  
高齢者世帯における世帯主の子供の有無と別居状況  
総理府広報室「老人福祉サービスに関する世論調査」  
民間老人福祉サービスの利用意向

<お 願 い>

本報告書の内容を利用された場合、その掲載誌などを一部下記宛て御送付いただければ幸いです。

研究資料第 279 号

平成 4 年度

家庭機能とその変化に関する研究

厚生白書、国民生活白書にみる家庭機能のとらえ方

---

1993年 8 月 31 日発行

編 集 兼 者 厚生省人口問題研究所  
発 行 者

東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号

電話番号：東京 (03)3503-1711 内 3662

F A X：東京 (03)3591-4816

郵便番号：100-45

印 刷 者 大和綜合印刷株式会社

東京都千代田区飯田橋 1 丁目 12 番 11 号

電話番号：東京 (03)3263-5156

